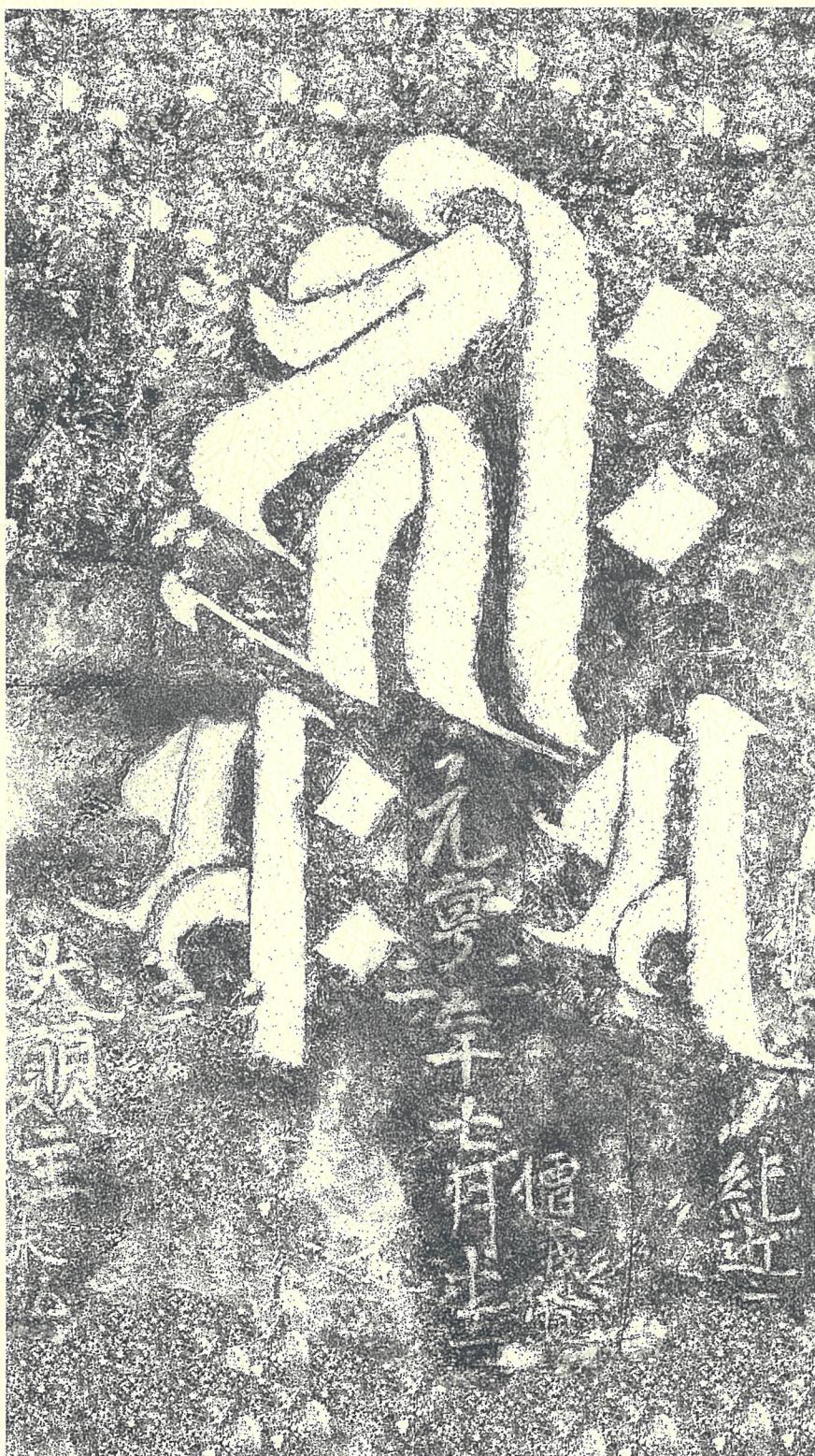


豊後國安岐郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2004

はじめに

当館では、平成一一年度から宇佐宮領安岐郷を対象として「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、安岐郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集成了しました。しかし、そこでは紙数の都合などにより、やむを得ず収載できなかつた資料もありましたし、資料編刊行後に新たな諸資料も検出されました。

そこで、より具体的に安岐郷の歴史を知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに資料編補遺を刊行することとしたしました。収載した資料には安岐郷の開発あるいは信仰の在り方を伝えるものがあり、これらは安岐郷のみならず国東半島の歴史文化を解明する上で注目すべきものといえます。なお、本書には付論として、二冊の資料編に掲載した近代資料をもとにした出田和久先生の玉稿を收めました。

最後になりましたが、本報告書の刊行にあたっては、出田和久先生をはじめ諸資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御理解と御協力を得ました。記して感謝申し上げます。

平成一六年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

目次

I	近世資料	1
II	近代資料	32
III	石造文化財実測図	54
IV	シコナ一覧	59
付論	安岐郷における近代初頭の景観—近世における村落の開発と景観復原への基礎作業として—	61

挿図目次

凡例

割注は一行にまとめ活字を小さくすることで表現した。

②用字については基本的に常用漢字に直した。

③変体仮名は、々（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外はすべて平仮名に直した。

④校訂にあたり、便宜上読点・並列点を補つた。

⑤宛字あるいは誤字・誤用と思われるものについては、そのまま表記し（ママ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補つた。また、校訂者による傍注はすべて（ ）を付した。

⑥虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「 」で示した。

⑦表題のない記録は仮題で処理し、「 」を付した。

- | | |
|-----|---------------------------------|
| I | 櫻井成昭 |
| II | 櫻井成昭 |
| III | 渡辺文雄・宮内克己・山田拓伸
平井義人・櫻井成昭・平川毅 |
| IV | 櫻井成昭 |
| 付論 | 出田和久 |

- 3 本報告書の編集は櫻井成昭が行つた。

- 4 本報告書の作成にあたつては、資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御協力をいただいた。

- 5 図版・資料の作成にあたつては、永岡充沙子・安倍佳子の協力を得た。

- 6 史料の翻刻にあたつては、次のような原則をとつた。
①できる限り体裁は原本に従つたが、改行および闕字は逐一指摘せず、

I 近世資料

ここには、近世の開発と信仰に関わる史料を収載した。

一の「護聖寺寺地并祭礼等書上」は、安岐町大字朝来の護聖寺に伝來した一五件の史料⁽¹⁾のうちの一つである。縦二四・七cm、横一六・七cmの堅帳で標題はない。二四丁から成り、安政三（一八五六）年に護聖寺一六世玉峰が記したものである。

この記録は、護聖寺の寺地を基本的に一筆ごとに描いた部分と護聖寺が関わる祭礼を書いた部分の二部から成る。特に、四丁裏から一五丁裏までの寺地を描いた部分は、地名や用水路あるいは開発の経緯を記したところもあり、一九世紀代の朝来地区の土地利用の在り方などを垣間見ることができ興味深い史料である。なお、裏表紙に「寺屋敷境界ノ図」が一紙の形ではさみ込まれていた。ちなみに、寺地図については、境界は朱線、川などは橙色で表現されている。

次に、祭礼に関わる部分であるが、これは護聖寺が関与してきた朝来地区の神社や仏堂の祭礼を書き上げている。もちろん、これは朝来地区全体に關するものではなく、護聖寺の檀家があるムラを中心とするものであるが、近世の仏堂の在り方や寺院とムラのつながりを伝えるものとして注目される。なお、ここでは、紙数の都合から、冒頭の「口演」と「山烟之事」は省略し、四丁裏からはじまる寺地図以後を掲載した。

二の両子寺文書では、同寺に残された記録のうち、境内の建物などを書き上げた二点の記録を掲載した。これらは合綴されており、縦二四・四cm、横一七・二cmの堅帳である。元文二（一七三七）年のものは七丁で標題はない。また、安政六（一八五九）年のものは九丁から成る。こ

れらは、近世における両子寺伽藍の姿やムラの仏堂などを知る上で貴重な資料といえる。

そして、三の宮崎家文書では、安岐町成久に所在する歳神社の神職であつた宮崎家に伝來した九件の史料のうち、歳神社に関するもの四点を収録した。これらには歳神社の祭礼組織の記述があり、祭礼組織は名という単位で編成されていたことがわかる。その中には、安岐郷の名として中世史料にみられるものもあり、名が祭礼組織の名称に残存する事例として留意される。

ここに収載した四点の史料の法量などは以下のとおりである（番号は後掲の史料番号）。いずれも厚紙の表紙が付けられており、2と3は合冊されている。また、表題は3以外は厚紙に記された表題をここでは採用した。

1	二八・〇×二一・四	七丁	堅帳
2	二四・二×一八・三	一五丁	堅帳
3	二四・二×一八・三	一〇丁	堅帳
4	二四・一×一八・四	一二丁	堅帳

（法量は縦×横で、単位はcm）

註

(1) 櫻井成昭「護聖寺所蔵の文献資料の調査」（六鄉山寺院遺構確認調査報告書V）大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館（一九九七年）に調査報告があ

る。参照していただきたい。
(2) 祭礼組織としての名については、藤井 昭「宮座と名の研究」（雄山閣一

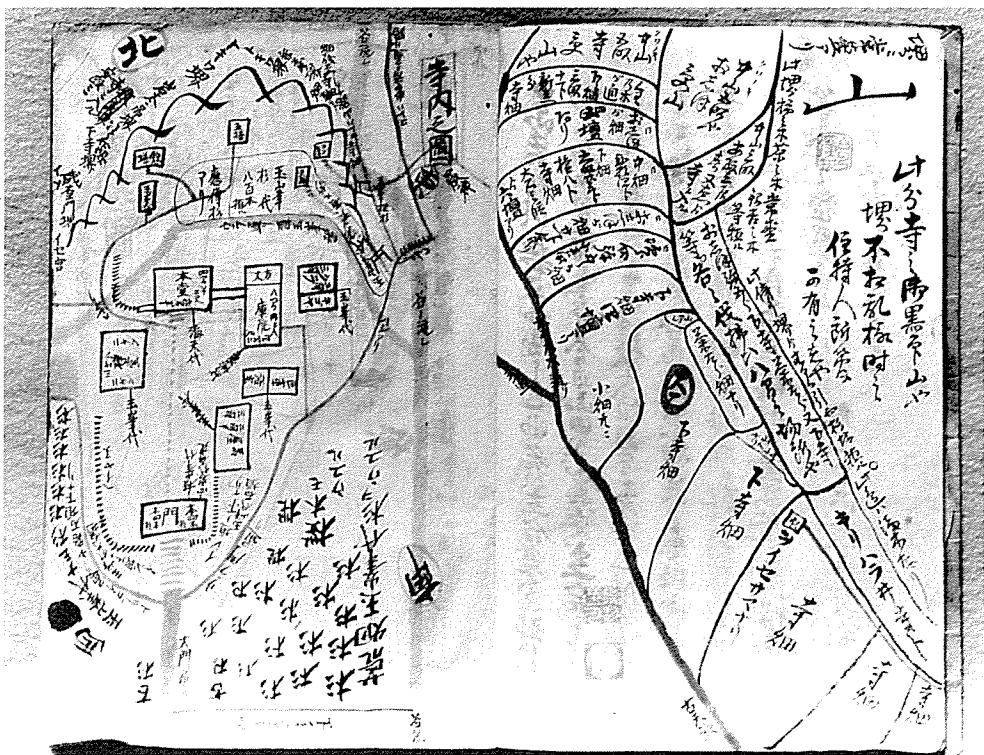


写真1 護聖寺寺地明細図



写真2 護聖寺寺地明細図

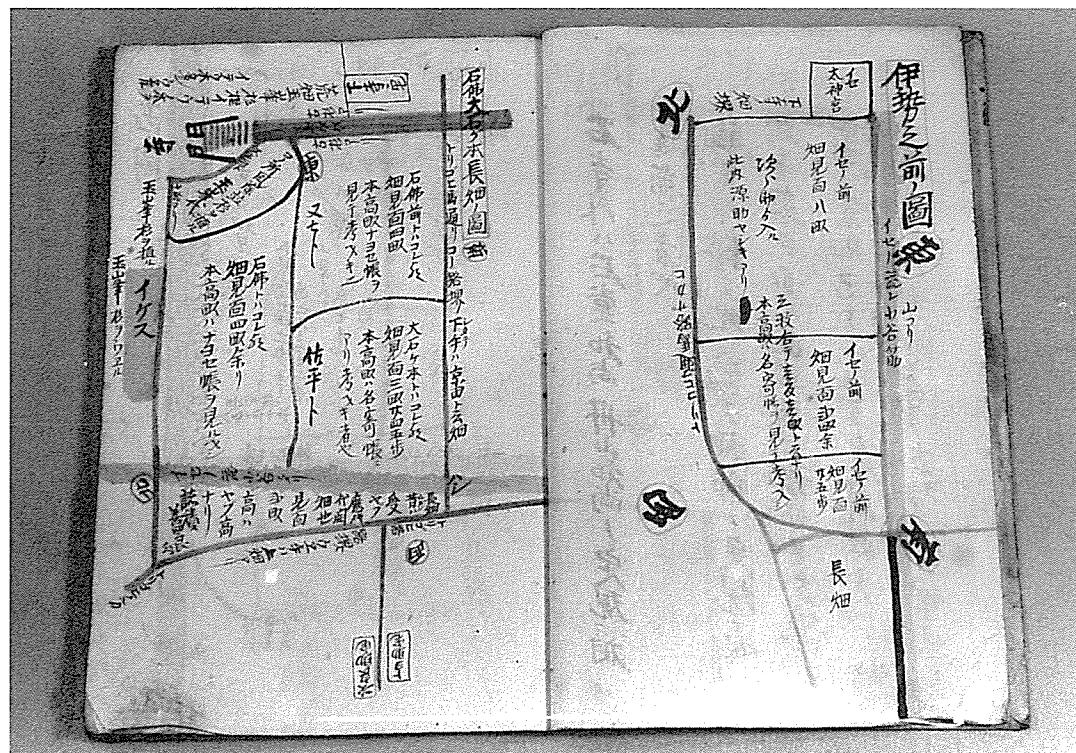


写真3 護聖寺寺地明細図

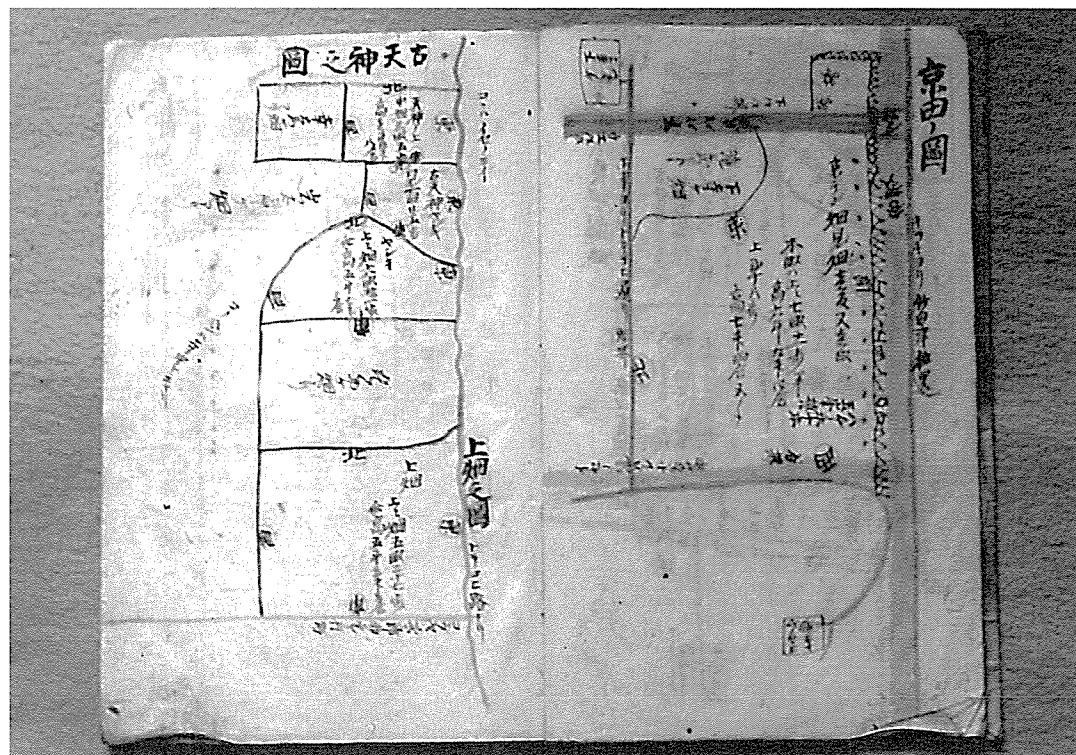


写真4 護聖寺寺地明細図

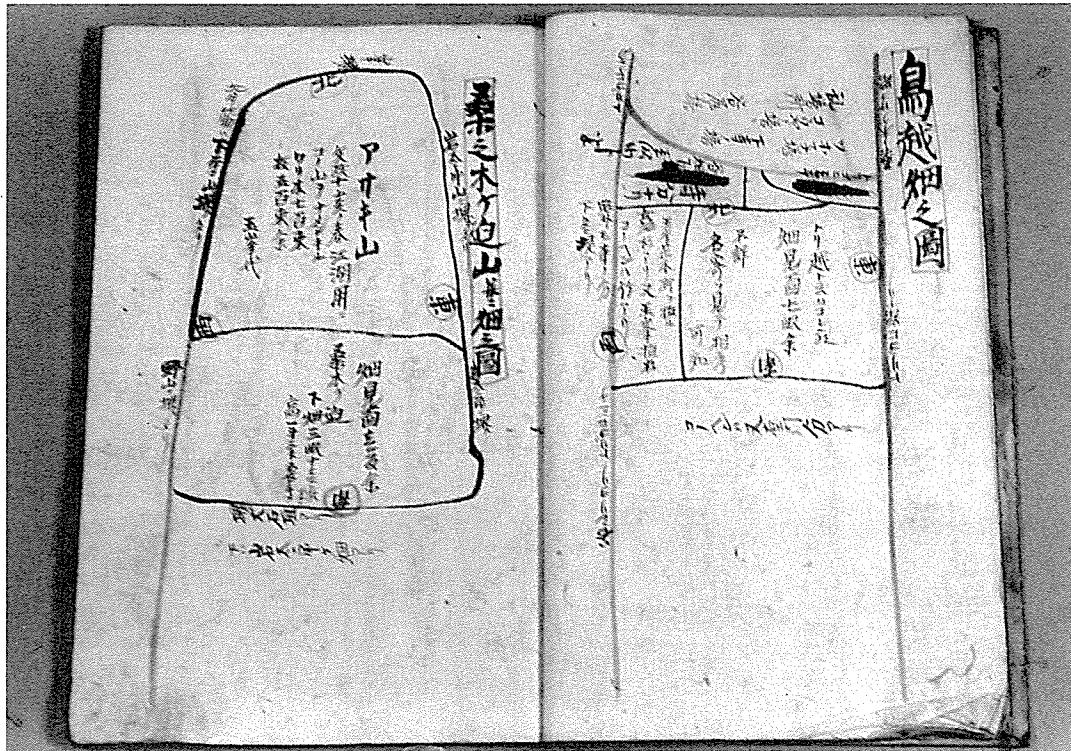


写真5 護聖寺寺地明細図

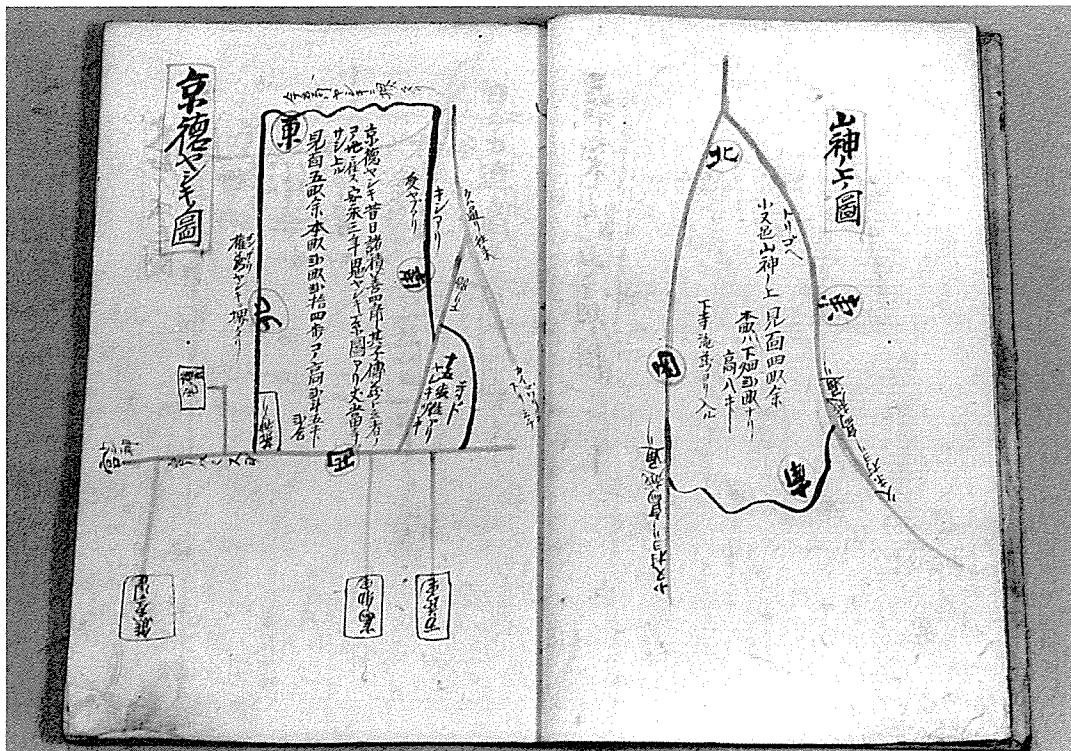


写真6 護聖寺寺地明細図

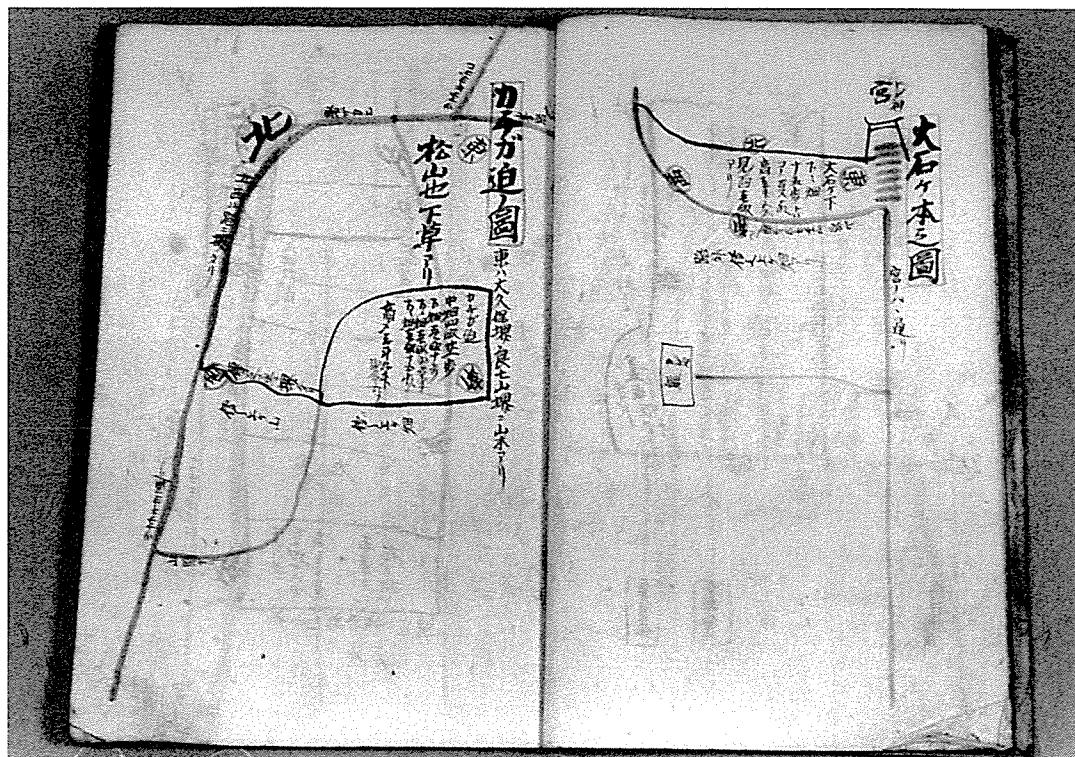


写真7 護聖寺寺地明細図

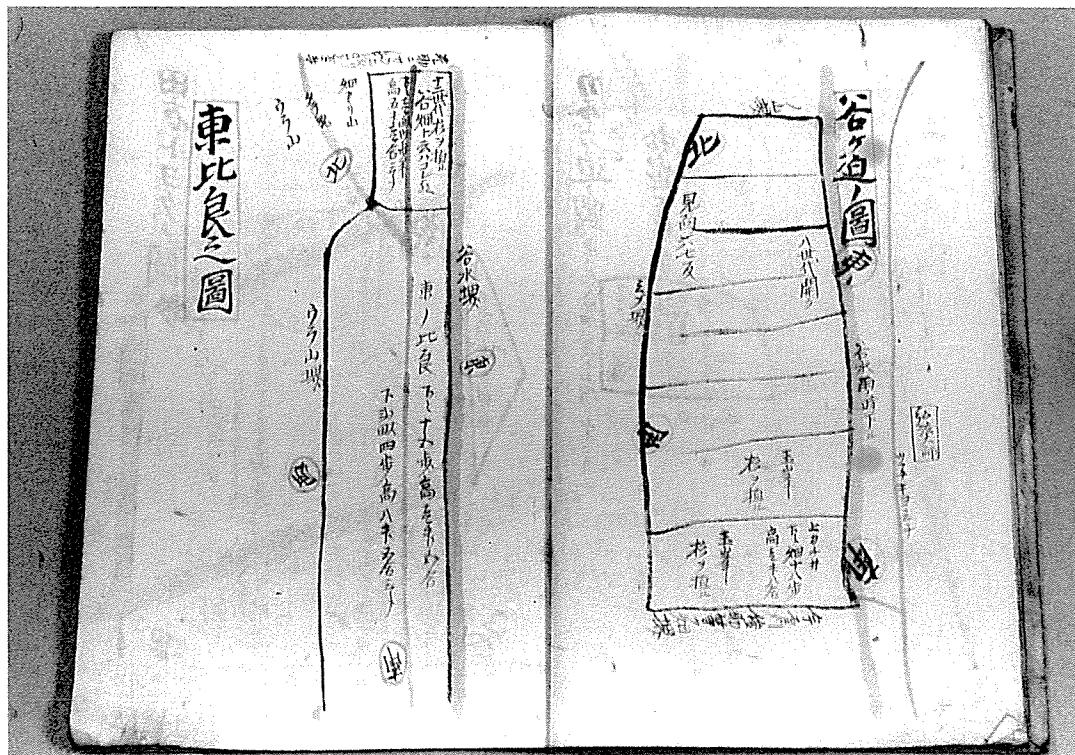


写真8 護聖寺寺地明細図

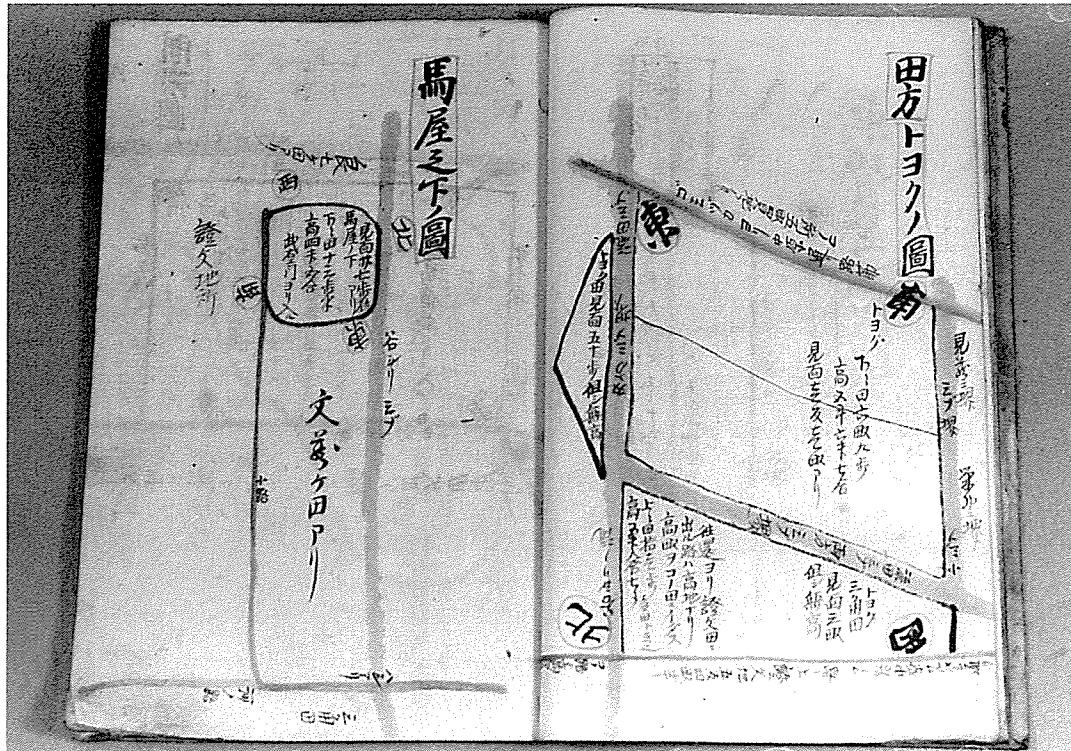


写真9 護聖寺寺地明細図

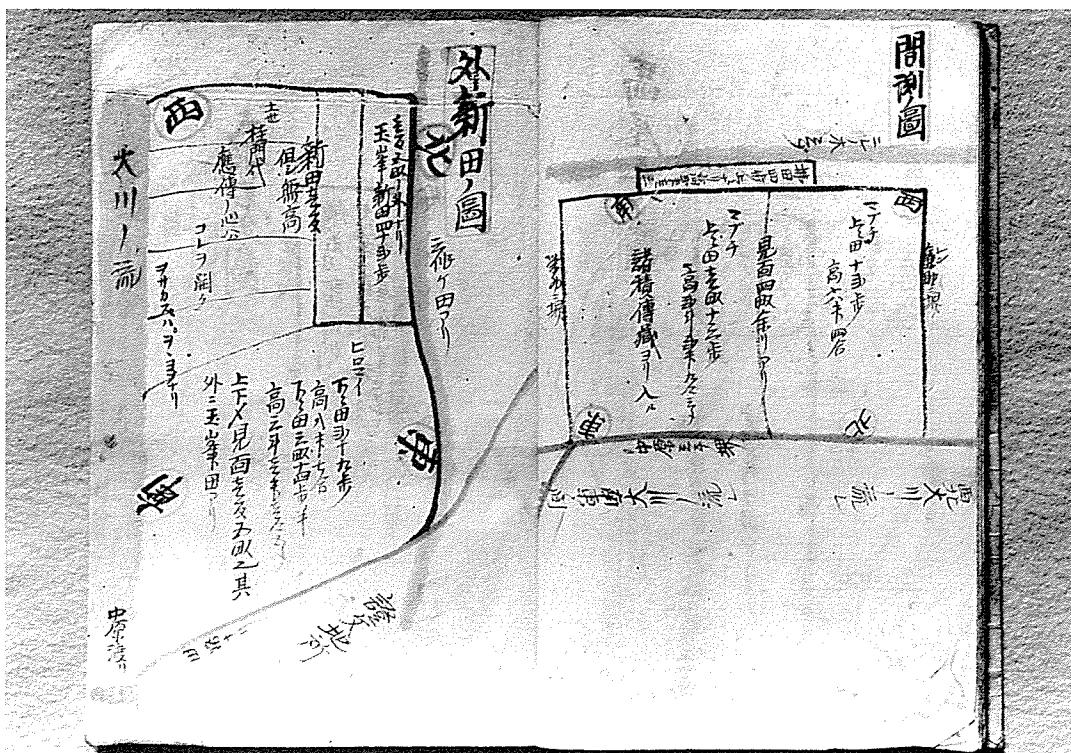


写真 10 護聖寺寺地明細図

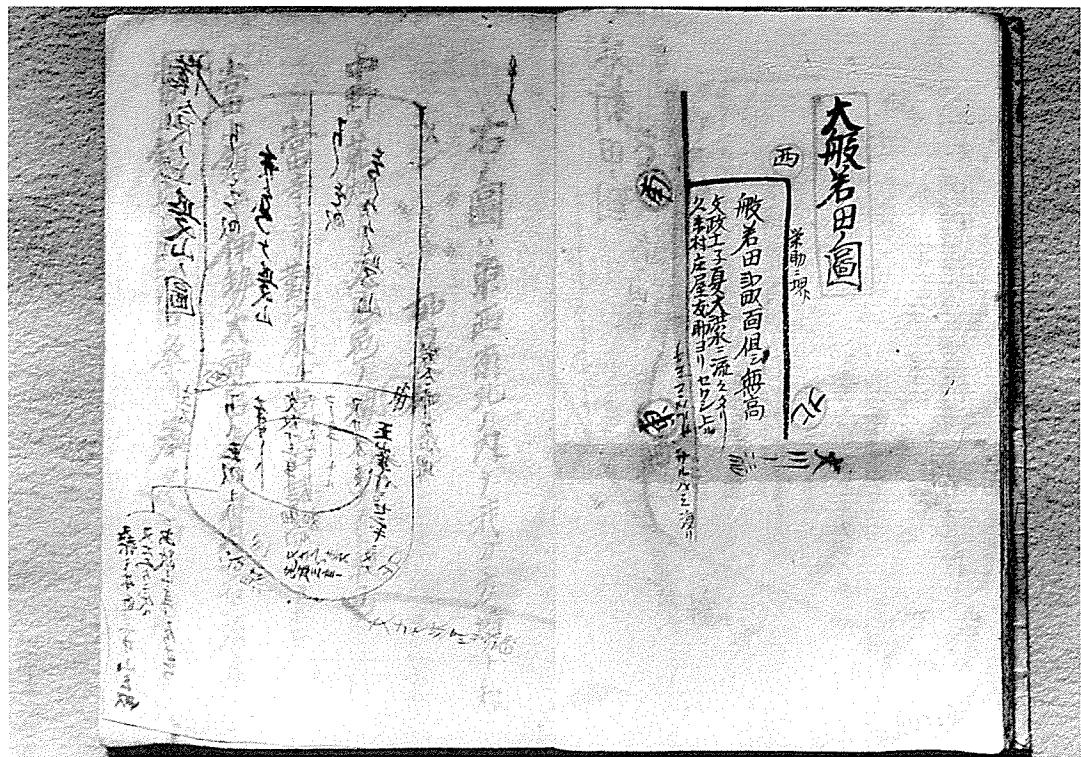


写真 11 護聖寺寺地明細図

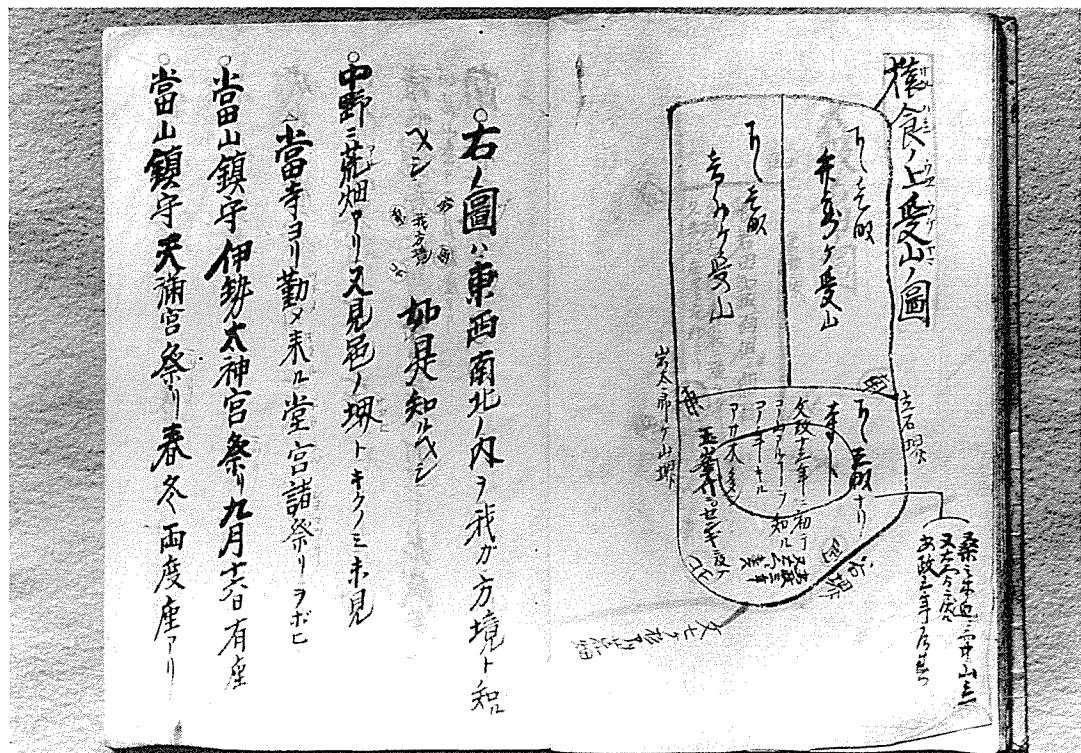


写真 12 護聖寺寺地明細図

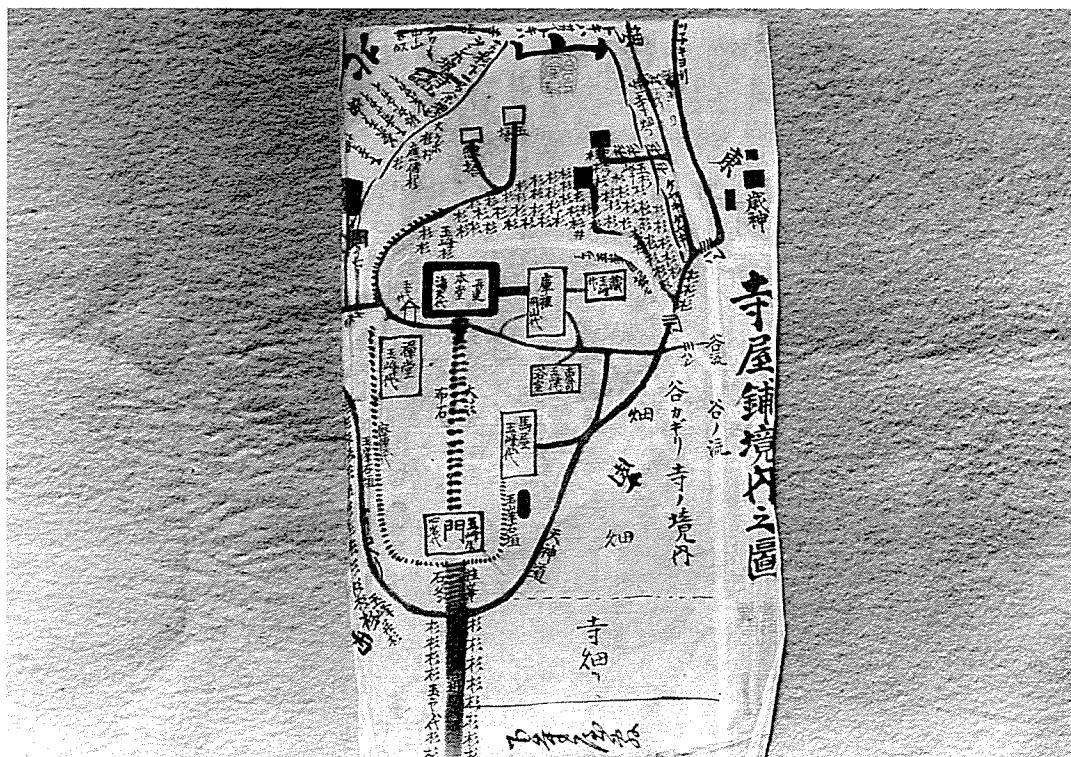


写真 13 護聖寺寺地明細図（挿入図）

- △当寺ヨリ勤メ来ル堂宮諸祭リヲボヒ
- 当山鎮守伊勢太神宮祭リ 九月十六日有座
- 当山鎮守天満宮祭リ 春冬両度座アリ
- 当山鎮守金毘羅宮 春冬祭リ
- 谷尻ノ堂祭リ 年ニ二度 都テ祭リハ普門品心經ナリ
- 成光ノ堂祭リ 年ニ二度
- 中原ノ堂祭リ 年ニ二度
- 清水觀音祭リ 年ニ三度 打ヤシキ光藏祭リ定座
- 妙見山祭リ 八月朔座アリ
- 南ノ堂祭リ
- 歎喜ノ阿弥陀祭リ 年ニ一度
- 平原ノ堂祭リ 年ニ二度
- 末信ノ堂祭リ 年ニ二度
- 迫ノ堂ノ祭リ
- 迫ノ石觀音祭リ 年ニ一度
- 東松ノ稻荷祭リ 年ニ一度
- 川ノ大地藏祭リ 年ニ一度 德田家定座七月
- ハゲ十助ガ荒神祭リ 十一月二十八日
- ヤシキノ準泥尊祭リ 年ニ一度
- 禪堂ノ地蔵祭リ 年ニ一度 上田辺・下田辺寺ニ來ル
- 下組惣日待 線香不絶ニ焚ベシ、誦經ハタ・夜・朝三度ナリ普門品一返心經消炎咒各三
- 炎咒各三返普回向タルベシ
- セン香不絶ニ焚ベシ、誦經ハタ・夜・朝三度ナリ普門品一返心經消

○上組ノ武者祭リ 正月八日 詩經ハ普門品心經消災咒ナリ

○村中ノ庚申ノ待揚ニ至ル迄、当寺ヨリソトムル者也

○歳神ニヲイテ春村中參籠ノ日、麥祈禱アリ 金剛經ヲ誦ムナリ

右ハ先規ノ通り、今以テ不怠当寺ヨリ所管也

○歳大明神年ニ兩度ノ祭リハ、古來当寺ヨリ相ツトメ来ル事ハ六世丹山

代、七世海天代ノ定規ニ見タリ、九世桂峯代ニ流田古社ヨリ今ノ所ニ

遷宮アリシ時、桂峯禪師導師タリ、上棟之記アリ、コレ即桂峯禪師ノ

直書ナリ、然ル所其後イツノ時分力中野河ニ河野氏ト云者アリ、此葉

法者祭リヲ相ツトム、コレ當寺住職ノ不吟味ノ作ス所ナリ、昔日六世

丹山和尚ノ申置ノ通り、曾テ氏子中争論相ツコリ神意ヲケガスニ至

ル、依テ村中衰廢ニ及ビ、又或ハヒン窮或ハ人種ツキ、或ハトン死ト

ノ病ノ者多シ、コレヲ見テ丹山和尚ノ聖タルコトヲ知ル

○末世ノ住僧能々時節ヲ相考、再祭主トナリ給ハバ、六世丹山和尚ニ對シテ大功ナルベシ、然リト雖モ易意ニ發言セバ却テ災ノ元トナラン、時節ヲ見合スコト、コレ至功々々、肉食妻体、葉法者ハゼン宮ハナラント世間テ云也

○アル時玉峯野氏ニ向テ伺テ曰、貴方ニヲイテ久末邑歳大明神ノ祭リヲ相ツトムル事ハ幾年ゾヤ、野氏答テ曰、昔日ノ事一向不詳、只今久末村歳大明神ノ祭司ト云ノミ、此ヲ以テ所ノ地頭及ビ京都吉田殿迄右ヤウ申上ト答ラル、コノ時玉峯神職ヲ取戻スヘクト相考ケレトモ、時節ノ至ラサル事ヲ見テ發言セス、末代ノ住僧由断ナク時節ヲ相考、神職ヲ取戻当山相勤ヘキ者也、易意ナルベカラス至功々々

○桂峯禪師歳大明神遷宮上棟之名左ニ記ス

于時享保八癸卯歲霜月二十一日

原當邑當社來由往昔田辺某申後号趙無居士鎮座神河之中洲爾來歲月押移塵沙相聚而作立今也在于田

之中央社頭及廢壞正徳二歳田辺孫兵衛其統先祖之

由緒与同苗九左衛門共ニ相議而再興矣雖然以有社頭汚于田溝故又九左衛門孫兵衛發願與愚叟共ニ歷公歲享保八年癸卯遷於廟東岳平古丘以作神田每歲供祭祀者也護聖九代桂峯記之

歳神社廟上棟記

○南ノ貴船宮祭
○ハケノ貴船宮祭
○迫ノ山神宮祭

(A)

此三社ノ祭リハ、ナントシテカ野氏ノ葉法者、祭ヲ相ツトム、コレモ當寺ヨリ不吟味ノ至リナリ、時節ヲ見テ司元及村役人ト相談アル

ベシ、至功々々

△小又村堂祭リヲボヒ

○岩ヅメノ堂祭リ 年ニ兩度
○柚ノ木ノ堂祭リ 年ニ兩度
○吉行ノ堂祭リ 年ニ一度
△中野村堂祭リヲボヒ

○右五ヶ所、先規ノ通リ堂祭リ相ツトメ来ル者ナリ

○小又村金剛院ハ當山八世月庭代迄ハ當寺末院也、九世桂峯尾留隱居イ

タスニ及テ養寿院ト替院イタシ金剛院ヲ両子寺ニ属シ、養寿院ヲ当寺ニ属ス、院宇ヲ尾留ノ地ニ引移シ山ヲ願王ト号シ院ヲ尾留トナツク、

願王山養寿院尾留寺開山月庭江山大和尚、二世桂峯積翠大和尚、三世

東水知潭大和尚、三世和尚多福院ニウツリシヨリ住僧ナフシテ廃ニ及ブ、寺産ノ田畠アリ庄屋ノ宅ニコレヲウバヒ取ル、半鐘一口アリコレモ村長ウバヒ、寺ヤシキニ桂峯手植ノ大杉アリ、村長正三郎キリ取ル、

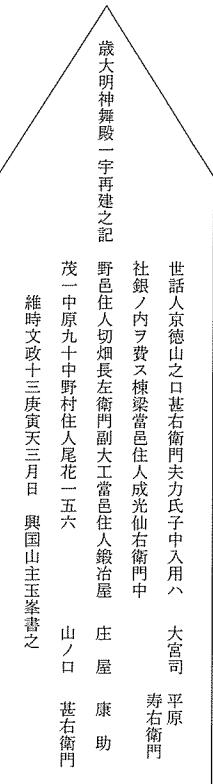
當寺ヨリ不調ノ作ス所ナリ、本尊不動像ハ正三郎ガ堂中ニアツテ手足墮落スコレ不可見、村長正三郎絶運遠キニアラス、心アル者ハ看ヨ々々

々

○諸田村上ノ原ノ堂祭ハ光月庵ニタノミヲク

○油原堂祭リハ七月セガキノ時ナリ

維時天保二辛卯春二月日書之、月日ハ去年ヲ用ル



—④の部分の囲み記事—

右ノ上棟札ノ裏二曰

司元

太宮司平原孫兵衛

ほかその九左衛門

かち屋平右衛門

坪根六兵一

屋敷弥兵衛

さか口武助
未信甚右衛門
さかずみ七兵衛
みなミ次平
かぢた平四郎

さか口武助
未信甚右衛門
さかずみ七兵衛
みなミ次平
かぢた平四郎

二 両子寺文書 ○両子寺藏

1 「両子寺明細帳」(元文二年)

但三ヶ年以前ニ御断申上修覆仕候、其節米五石小口之内行入村
ニ而楠木壱本御願申上御免被下候

一 懿住持院 客殿 長六間半 橫三間半

本尊阿弥陀木仏

天台宗

両子村

一 庫裏 長拾壹間半 橫五間半

外三家數式軒

当住
医王院

一 本門 長武間 橫九尺

寿路門 長九尺 橫九尺

一 懿門 長三間 橫武間半

但御上 御修覆

一 懿門 長三間 橫武間半

但内証門

壽路門 長九尺 橫九尺

但唯今石居斗

寺領高四拾石

此内惣坊中二分リ御郡奉行衆寺社御奉行衆御証文有

一 同 七石壠斗四升九合 但御役人御証文寺内屋床分、御郡奉行

衆寺社奉行衆証文有

但右同断

惣大行事 三尊 但右同断

仕候

本尊藥師十二神脇立日光 月光 木仏

但右同断右開帳も仕候

但御直御証文

但右同断

一 山王宮 長武間 橫武間

但正月八日鬼会仕候

山王廿一社 木仏 但仁聞之作ナリ

但仁聞之作ナリ

千躰地蔵 木仏 但仁聞之作ナリ

但仁聞之作ナリ

右之拝殿 長武間半 橫武間

但正月八日鬼会仕候

一 講堂 長五間 橫五間

但仁聞之作

本尊阿弥陀之三尊

但仁聞之作

一 右之外二食堂御座候處ニ唯今石居斗

右年中ニ三季之祭礼、本堂ニ而大般若執行仕、毎月四度ゾゝ御供宝其節

一 山衆会仕候

但右同断

一 中之坊 長拾間 橫四間

但右同断

本尊不動 木仏 善円之作

但仁聞之作

一 外二家老軒

但右同断

一 中之坊 長拾間 橫四間

但右同断

本尊不動 木仏 善円之作

但仁聞之作

一 外二家老軒

但右同断

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但仁聞之作

一 大万坊 長九間 橫五間

但右同断

本尊不動 木仏

御免高

一 隠居所 長三間 橫三間半

但大万坊寺内二御座候

一 外三家壇軒

同寺坊中

一 安実坊 長六間 橫三間

本尊不動 木仏

一 外三家壇軒

正光院
住持

一 真光坊 長六間 橫三間半
本尊觀音 木仏

涼智坊
住持

同寺坊中
一 実相坊 長五間半 橫四間

本尊不動 木仏

但仁聞之作

法輪坊
住持

同寺坊中
一 南之坊 長六間半 橫三間半
本尊毘沙門 木仏

一音坊
住持

一 外三家壇軒

御免高

同寺坊中
一 財蓮坊 長六間 橫四間

本尊藥師十二神 脇立日光 月光 木仏

但仁聞之作

定光院
住持

同寺坊中
一 北之坊 唯今石居斗リ

御免高

支配
惣住持院

一 外三家壇軒

御免高

同寺坊中
一 門之坊 長六間半 橫三間半

本尊毘沙門 木仏

智光院
住持

走水
一 觀音石社 長四尺 橫四尺

右拝殿 長三間半 橫三間

但上 御修覆

堂預り

九兵衛

一 外三家壇軒

御免高

同寺坊中
一 自常坊 長五間半 橫四間

本尊不動 木仏

覺城坊
住持

一 外三家壇軒

御免高

但仁聞之作

内

式社

千躰地藏

三躰

廿八体

廿一社

五躰

内毫躰梅仏

五躰

山王

觀音

九躰

地藏

阿弥陀脇立共

二躰

石仏

不動脇立共

十躰

十王

愛宿

觀音

四躰

式躰

毘沙門

阿彌陀脇立共

二躰

石仏

不動脇立共

十躰

地藏

阿彌陀脇立共

右之通相改相違無御座書上申候、以上
元文式年巳六月

五十代

豪海法印代

(異筆)「大正八年ヨリ二百年前」

原田仁兵衛殿

兩子惣兵衛殿

但仁聞之作

同断

金吉

同断

木仏

養学

同断

木仏

金吉

同断

木仏

木仏

木仏

木仏

但仁聞之作

同断

金左衛門

孫兵衛

同断

木仏

木仏

木仏

木仏

木仏

木仏

木仏

木仏

但仁聞之作

同断

金左衛門

孫兵衛

同断

木仏

木仏

一 神社仮閣御改明細	安政六年
未三月	
	五十七世
	豪千法印代
	両子寺
一 両所大権現	両子村 別当 両子寺
但祭礼二月初午・十一月初午	
寺社御殿 長六間半 横四間半	
但杉皮葺尤	
上御修覆所	
一 山王宮	同寺
但祭礼六月十五日	
寺社御殿 長式間 横式間	
但茅葺	
一 金毘羅宮 東照宮 弁才天	同寺
但祭礼三月十七日・八月十日	
石社御殿 長式尺 横壹尺八寸五分	
拝殿 長式間 横式間	

一 講堂 長五間 横五間 但此外二九尺角之喰堂御座候	但茅葺
一 稻荷宮	
寺社御殿 長式間 横九尺 但茅葺 上弓御寄附	
一 十六善神王	
寺社御殿 長式間 横式間 但右同断上弓御寄附	
一 護摩堂	
但修覆仕候節米材木可被下之御例御座候	
一 兩子寺	
御成殿 長八間半 横三間半 庫 裏 長拾五間半 横五間半 御成門 長壹丈 横九尺六寸 山 門 長四間半 横式間半 鐘樓堂 九尺四面 惣 門 長三間 横式間半 裏 門 長壹丈五寸 横七尺五寸 但瓦葺	
右同断	
當時石居斗	
寺中	
一 大万坊 長九間半 横五間 一 " 門 長壹間半 横壹間 但瓦葺	
一 安寒坊 長六間半 横三間半	

一 財連坊	長六間 橫四間
一 門之坊	長六間半 橫三間
一 自常坊	長五間半 橫四間
一 中之坊	長拾間 橫四尺
一 実相坊	長五間半 橫四間
一 真光坊	長六間 橫三間半
一 南之坊	長六間半 橫三間半
一 北之坊	長六間 橫三間

但當時石居斗	右者不殘丣子寺支配所三御座候
右同斷	中屋敷
右同斷	愛宿堂 長式間 橫式間
右同斷	園田
右同斷	愛宿堂 長式間 橫式間

工ミその	一 地藏堂	長式間 橫九尺
小畑	一 觀音堂	長式間 橫式間壹尺
吉助	一 觀音堂	長式間 橫式間壹尺
支配山伏	一 愛宿堂	長式間 橫式間
智福院	一 愛宿堂	長式間 橫式間

但右同斷	右所大權現
但祭礼六月廿九日・十一月初午	寺社御殿 長三間 橫三間
但小板葺	寺社御殿 長三間 橫三間
但瓦葺	寺社御殿 長三間 橫三間
但右同斷	寺社御殿 長三間 橫三間

但産土神東側二御座候

一 山神宮石社 長四尺 橫四尺

一 天滿宮

同人 同人

但祭礼二月廿五日・十一月廿五日

石社御殿 長武尺 橫武尺

拝殿 長武間 橫武間半

一 善神王宮

但祭礼八月十一日

石社御殿 長老尺 橫武尺五寸

拝殿 長武間 橫九尺

同人 同人

一 住吉大明神

御寺社 長九尺 橫二尺

支配人
久左衛門

同人 同人

すかふた
一 山神宮

石社 長三尺 橫武尺

支配人
野田土佐二
社人

覺

三 宮崎家文書 ○個人藏

1 奈多宮附社人公役御免帳（寛政十二年）

安岐手水分

大宮司 井門長右衛門

権大宮司 泥谷慶閑

別當所

官代所 片山甚志郎

庄

片山新五左衛門

預役 佐藤藤九郎

庄

佐藤藤九郎

安岐手永惣祝詞主役馬場村

伊藤伝蔵

奈多村 田代久五郎

御馬所狩宿村 手嶋孫右衛門

御供所頭 田代清兵衛

奈多小宮司 神崎新右衛門

右之通取調相違無御座候、以上
安政六年未三月

両子寺 院代

同寺坊中
一 門之坊 長六間半 橫三間半

本尊毘沙門 木仏

住持
智光院

御免高

一 外二家壇軒

同寺坊中
一 門之坊 長六間半 橫三間半

住持
智光院

一同拾五石六升四合八升	佃夕役	神鳥孫介
一同五拾九石	中園河原	高木善兵衛
一同五石	澤役 西本村	源右衛門
一同拾六石八斗五升武合	政所役	首藤小吉
一同拾九石三斗四升四合	陳道役	神鳥忠四郎
一同武石六斗三升武合	行司役	清藤新兵衛
一同拾五石武斗也	貝吹役	横城村 八郎
一同四拾七石	宮内坊 橫城山	東光寺
一同三石八斗九升	里中山狩宿村	西齒寺
一同拾壹石	中司役	助 作
一同武拾三石	大内山社人	右 近
一同拾四石三斗壹升九合	安岐手永權祝詞主役成久村	
一同六石四斗九升八合	同村	河野左京太夫
一同武拾七斗武升八合	同村	河野兵衛太夫
一同武拾七斗武升八合	奈多宮祢宣所	同村 宮崎小介
一同九石壹斗七升七合	同村	河野喜太郎
一同四石四斗五升	同村	宮崎千代松
〆四拾八人	宮崎弥六	一同五拾石

小原手永分	一同拾四石三斗八升武合	富永村社人	上原右京
武藏郷司	一同武拾武石三斗五升	弁分村	宇衛門尉
弁齋使	一同九石七斗七升七合	永松村	三 郎
同郷	一同拾壹石五斗九升七合	同村	七之丞
同郷	一同武拾武石六斗三升	羽田方村	田辺富内
同郷	一同拾伍石壹斗五升	同村	忠五郎
同郷	一同武拾三石九斗八升七合	侯見村	物右衛門
同郷	一同武拾石七斗三升九合	同村	左 京
同郷	一同武拾三石九斗八升七合	同村	新四郎
善五郎	〆九人		
藤左衛門	一同四拾三石五斗武升	来浦手永分	兩子手永分
善五郎	一同五拾三石	来浦郷司 成仮村	富永村社人
同郷	一同武拾武石	岩屋村	上原右京
同郷	一同七石	松木源太夫	宇衛門尉
同郷	〆四人	興満山 興導寺	三 郎

小原手永分	一同四拾三石五斗武升	武藏椿社宮司	藤太郎
武藏郷司	一同五拾三石	同 同 同	作右衛門
弁齋使	一同武拾武石	同 同 同	源太郎
同郷	一同七石	左 京	
同郷	〆四人		
同郷	一同六拾五石武斗壹升	武藏椿社宮司	藤太郎
同郷	一同七拾八石五斗也		
同郷	一同三拾六石三斗五合		
同郷	一同武拾五石三斗三升		
同郷	一同四拾八石武斗也		

右此証文奈多宮御殿御奉納有之候処、某拝見請迄□筆ニ而写之子孫ゝ迄難有重宝ニ仕候者也、此本与宮崎家也

寛政九年巳正月下旬 河野相模守謹拝書

御証文附錄

一安岐官代家記録三云、元和三年巳九月廿四日越中守様御預之時杵築御城代長岡公江被仰付奈多社附社人銘々持高公役御免扶米被下置候処、後年寛永九年豊前小倉之城主小笠原壹岐守忠知公杵築御入部御座候砌、御先代之通継目御願申上候所先公之通無別条被仰出難有仕合奉存候、然處寛永十九年之秋御仕置奉行久野兵太夫殿御入被成候而、右公役扶米帶刀ニ至迄悉ク御取上被仰出候畢

○元和三年ヨリ寛政十二年庚申迄百八十四年ニ成ル
○寛永十九年ヨリ寛政十二年迄百五十九年也

一享保十五年庚戌年九月廿七日奈多社附社家十七人其外庄官代・預役并奈多邑庄屋・横城村貞吹・惣神官都合三十餘人持高公役御免被仰口、是ハ御領分三万三千石之辻ニ而役高五百石拾四石余斗八幡宮社高ニ被仰付候

右之内ヲ以惣神官配当仕候事

○享保十九年戊ヨリ寛政十二年迄九拾石年ニ成ル

一享保年中役高御免之儀、以為八幡宮社高諸出米懸リ物之儀出不申、以右之處いかゝ之儀ニ而御座候哉、當村社人高懸リ物邑中同様ニ出申候處、右之儀甚以役所間違之趣ニ社家中相考段々大庄屋根帳・奈多大宮司衆方御殿奉納之御証文を相しらへ重慮也、右社高之内相違無御座ニ付段々役所江改之処、寛政十年戊午冬御物成より邑当リ助給銀・番給

銀都而諸出米居付庄屋同様ニ相除ケ候様被仰出候、為後日記録ニ相置候以上

右之通當村之社家奈多宮之社人十七人之内相違無御座候間、弥ゝ當社第一末世ニ至迄神忠可致丹精、當村社中立合之上ニ而如此相印申候、如件

執筆 相模守誌

寛政十二年庚申十一月日

祢宣所

宮崎 小膳 代

惣祝部

河野 石見守代

権祝部

河野 相模守代

大神室役

河野 長門守代

附錄

一寛政十二年庚申十月十三日奈多宮祢宜役先代之通當家相務候様、大宮司所ニ而被仰付候以上

宮崎 小膳代

是迄石見殿廿年内外預居候

2 年大明神宮記録（寛延二年）

年大明神宮記録

寛延二年巳二月二十三日

当村高橋藤七母弥兵衛妻也、願三附氏神之御祓替仕度依願口村中相談之上三而相定候、折節実際寺玄桃長老京都三而天位之時分相頼置候所間茂無同年十月二日ニ御下り被遊、同三日ニ宮崎氏之社檀ニ凡廿日斗御座被遊候、同十六日ル宮内ニ御注連を引河野氏・宮崎氏両家一七日間相詰御位を付、同廿二日ニ吉日を撰御本社ニ奉移神御鎮之御神樂河野吉弥ト申仁当年八ツ初而社役ニ罷出相勤申候、寛政十二年庚申之年迄五十五年成、扱其御鎮座之晚山城藤七方ニ被召寄相応之振舞ト諸祝儀も有之目出度相済候以上

右之通朝座有之候
六月初丑之日夏祭之次第
本田壱反之内
三畝村中ム年貢弁、残而七畝年貢地

祝詞主

神主

大宮司

神樂座

村役人中

寛政元年酉ノ二月初之巳之日当村上之山弁財天恒例之祭ニ而御座候、折節新宅河野佐渡方祭座ニ而御座候、此座配之節清原太平為信心寄進有之候

御神前
半御供
御高もり 四膳
向膳 武膳
舛形 八膳

上田九畝廿壹歩半 此利年ゝ四斗四合
年大明神宮
米六枷年ゝ歳之餅

御菜之次第
一山いも
一もゝ
一ところ
一黒め
一小豆
一きらり
一しどぎ

山之神宮ニ
同壱斗上ル
弁財天宮ニ
同壱斗上ル

龍王神宮ニ
右之通清原氏ム寄進有之候

村中氏子前日ニ座配有之候
祭当日朝社人村役人衆座配有之候

歳大明神年中祭之次第

初而 正月十一日、鈴開之神事有之候、朝早朝ニ宮ニ而三番神樂奏、片

峯屋鋪ヨリ初社中神酒開雜煮等喰合終日賑ゝ敷祭合候、八ツ時分

二馬場八幡宮ニ社參あり

二月初丑之日、是八年ゝ種之祭ト申而糲種五斗五升本田ム出ル、此内卷

種ヲ引其跡ニ而四半御供ヲ上

右之人數相揃

祝詞主

神主

大宮司

神樂座

村役人衆

宮ニ而ハ社人罷揃御神樂奉獻、夏ハ冬之幣ニ而祝詞ヲ献ス、此日神酒八 村中々出ル、但シ役所之世話	座配于	大宮司之妻
各ゝ罷揃神酒御供頂戴	吸物	冷酒三献
各敬白	御肴	かすつけ
	間酒式献	せり焼
	終而御本膳	
九月九日神事	串燒	けうもうじ二串
大宮司屋敷と今ハ高橋勘平方ニ而年ゝ座配勤メ來リ候	大座式番座	男座
社人村役人中朝飯有、宮ハ鉢御供也	社人役人十式名・氏子中	
霜月祭大神事之初	濃束	
本田壹反九畝	御吸物	冷酒三献
是ハ年貢村弁外ニ中興小神田五畝十式步添、是 ハ年貢地也、利米本田三添	間酒二獻	
神田取納之日祝詞主斎之祓有、舛取森主参リ斗初屋舞人ニ渡森主屋 舞人夕飯有	御肴	かすつけ
本祭小口明	芹	燒
祝詞主祓有	小串燒	
神主	祝詞主	
大宮司	大座	
神樂座	御吸物	
惣社家	御本膳	
村役人衆	諸司	
屋舞人	神主兼役	
各座配有	大宮司	
是ハ社人役人拾式名	御本膳終而 来当座	
是ハ社人役人拾式名	御肴	かすつけ
御肴	芹やき	
終而	御吸物	
大座	盆ハ親椀三獻	
女座		
壹番		
祝詞主妻		
神主之妻		
同日晚門注連		

門二餅御供七膳 但中餅十四也

備之餅 武膳 祝詞司

武膳 神主

武膳 大宮司

右三人格式之座有 神主

大宮司

同日晚板敷祓

社人中

御盃冷酒三獻間酒式獻

役人中

同晩夕飯餅雜煮 但小豆煎附入なり

跡ハ祭元志次第

御酒 白酒也

御肴 かすつけ

本御供白米壹斗式升

半御供白米六升也

御神前御膳御高森

式膳

御隱居神 御高森

式膳

向膳

式膳

舛形御供

九膳

此内壹膳ハ齋之御供

武膳 庄官代

武膳 神樂座

壹膳 村庄屋

御本社之分四膳之内

御高もり添一膳

祝詞主役ニ下ル

四方指之事

東ハ清太ヶ渕之渡より堀之壹本木荒木川

南ハ荒木川より大通寺之谷川夫婦木之池迄

西ハ夫婦之池より向之小野鬼ヶ城鳥帽岩

北ハ油留木境塩より田平山安宗実際寺之後仁与塩崎繩手藤太迄

是ハもし造當等有之節遷宮迄ニ四方指改ルなり

祝詞主

二之殿御隠居之分 御膳四膳

斎宮御供一せん添

御高もり向膳

ベ五膳

舛形 武膳

御本社御高森^(マツ) 一膳

十式名ニ配當
ベ三膳

丑之日終日神事式法之次第

一番 祭礼神樂ヲ備

次二 濃束 白粉ニ御菜もり、残をもりて社中村役人十二名ニ

配當なり

白酒三献 元來此酒ハ当後ト申て来当ニあたる名ヲ造出シテ宮

ニ用ルなり、村中糀八合ツゝ調酒ニ造ルなり

御肴かすつけ

二番二 将軍之神樂ヲ勤ル、是ハ花神樂といふ

次三吸物冷酒三献 是ハ汁わんなり

御肴芹焼ヲ引

次二親椀三献

御肴 是ハ豆ふ之口んがく也^(ハラ)
けうもうし

次ニ紳之神樂有

此時かわらけ十式出ル、是ハ代々山城高橋氏より出ル

次ニ屋舞人舞有

年々の屋舞人なり

次ニ相撲有

三番打なり

次ニ小供之相撲

三番打なり

次ニ祝詞敬白

其日千秋樂

祭当日朝山之神祭有

是ハ小餅七拾式

森主方ニ下ル

上品之神酒添

御膳御菜之次第 くり いもまき
たゝまき くしかき

山いも 小豆

とうど ところ
ミカン 切こんぶ
こんにやく しどぎ

子ノ年 源七 午ノ年 次右衛門
丑ノ年 嘉助 未ノ年 源平
寅ノ年 早助 申ノ年 八百吉
卯之年 辰之年 小膳 西ノ年 幾平
巳ノ年 長門 定藏 戌ノ年 忠藏
辰之年 定藏 亥ノ年 代藏

拾式名

拾式名

忠誠名
亦平八
幾矢百吉
名

庄屋名
大宮司
源七名

中主
神樂座
源七名

利謹
原代
大通寺名
甲馬名

十
鑿古
源并
名

村中ニ知レ庄屋ヲ始メ村役人立合候處少カラヌ切方ニ付村中ニ評議ヲ掛
ケ候ニ付、当村儀作並ニ清助ニ頼ミ両氏ヨリ役人方へ話シ候ニ三郎本人
其松木割木ヲ大道迄持出セバ済ス様申候条、此旨三郎方へ話シ候處当村
ニ近頃居住シテ居ル新平ト申ス者ヲ供口晚口ニ持出候處□村中ニテハ出
□□□テ以テ一層ハケ間敷申口候、世話人ノ願ニ依リ村中ヨリ年々冬ノ
祭典ニ粂八合宛ヲ取立作口居、当後神酒ヲ三郎方ヨリ粂若依宛出ス事ニ
成リ納候

証人 清助
儀作

小膳記ス

3 歳大明神宮御祭帳（享和二年）

十一月子之日夜戸祭

是ハ村中秋粂八合ヲ調村中門廻シ白酒ヲ調造宮ニ持参リ社人

歳大明神宮御祭帳

役人名中ニ廻スなり

中椀汁椀以上五献

肴ハ菜之もうし・かすつけ

一二月初丑

但シ前之年祭元より種子五斗五升之内を以神前一切相
勧メ当日之朝社中・村役人・大宮司・屋舞人振舞有

御神前四半御供 外二米 売升御隠居神備利行氏上ル

御菜之品

一 しおき 山芋 といろ 切昆布 右四品

一 御神酒 散米 柚十式本十二名二配

(異筆)

代々当後神酒三郎方ヨリ出ス事

天保十四年冬当村清原三郎ト申ス者成久村共に山林松木ヲ盜切りタル事

六月初丑

但シ前日氏子寄夕飯有、此日社人小門一統格式ハ無

之、当日朝門注連内之祓終而社中・村役人・大宮司

朝飯有

御神前半御供

外ニ米式舛

御菜之品・

御隱居神備利行氏奉納

ゆぶり
木瓜
ところ
しどき
柿
桃
山芋

七色

一 神酒 散米 吉祥竹茅也 十貳名三配當

終

本祭初中後式法

十二月初丑之日

一 神田苑上ヶ之朝、祝詞主祭元祓有朝飯有、此日斎宮江高幣奉納祝部

修行

一 神田苑上ヶ晚、神主宮崎家祭元ニ参リ糲之都合相改メ屋舞人ニ御供

米之糲を渡ス、其晚夕飯有

一 白酒造之朝酒部屋之祓有、祝詞方より勤ル

一 祭日五日前ニ米打魚取、同日ノ白酒之口開有、其日も祓有

一 三日前ニ小口明ケ神主祝詞主大宮司屋舞人夕飯有、其日も祓有

一 二日前ニ氏子座有、村中夫婦寄

一座配之次第 女座初座也

神主妻

但シ吸物ニ而冷酒三献、間酒式献、肴たづく

祝詞主妻

り・せり焼・かすつけ

大宮司妻

夜戸祭より献ス

一 式番座男座 神主

祝詞主 右三人女座之へり

大宮司

次ニ本膳 三人之女座 三人之男座 飛蓮之串焼引
内之祓祝詞主勤ル

一 来当座 社中役人中十式名 吸物ニ而飯椀ニ而来当渡シ有

門注連之式法

老膳ニ付三ツツ

御酒散米祓祝詞主行

一 門之御供餅 七膳

一 門之備 御雜煮 四膳

一 御器

門之備配當之事

二 膳

二 膳

二 膳

二 膳

大宮司 高橋氏

一 壱 膳

一 門注連夕飯社中役人屋舞人

此日大宮司神前之口を拵中之したいニ而壹尺式寸

十二月子之日夜戸祭

但シ村中糲八合ツ・調白酒を造、宮ニ而社
中役人中宮ニ而座配有

一 神前神酒 壱升 其但祝詞方ニ送ル

一 神前御燈明 本祭より献ス

一 神樂座之燈明 夜戸祭より献ス

一 御祭当日朝 但シ神主・祝詞主・大宮司右三人朝飯有、御上

品之口開キ御供之チリ取ト古キ申伝也

御神前式法

一 御本膳 十七膳 内

御高森 四膳
向膳 四膳
升形 九膳

ペ拾七膳 右之内壱膳斎宮江獻ス

御菜之品

一 御沓形十六束 山芋壱束 とこり 檻甘武十 提甘
くり甘 只卷 芋卷 豆卷 串柿武十 小豆武合

こんにやく武丁 昆布 しとぎ米壱舛 白はへ廿
ペ拾四色外二御酒散米

一 当日山之神祭 但神前餅散米五合上品壱升五合、白酒壱升五合

祝詞主方納、餅御供七十式白酒壱升五合神主宮

崎氏二納

一 土器 拾式 大宮司高橋家^ル出ル

拝殿座位之次第

但シ社中役人中

一 直会 大宮司 後 官代 前

但シ社中役人中

大宮司 後

但シ社中役人中
當後^ル出ル

盃

一 吸物 但シ右之人數本祭^ル仕出ス

同 三献 せり焼之口口 当後^ル出ル

次大盃 飯椀 三獻 本祭^ル出ス

肴れんかく

次御神樂等相済祝詞敬白有

神前御膳配当 但シ神主宮崎氏抱之
但シ官代所江祭元^ル送ル

神前御膳配当 但シ神主宮崎氏抱之
但シ官代所江祭元^ル送ル

神前御膳配当 但シ神主宮崎氏抱之
但シ御隱居神備之内

神前御膳配当 但シ神主宮崎氏抱之
但シ御隱居神備之内

神前御膳配当 但シ神主宮崎氏抱之
但シ御本社備之内

神前向諸入用

神前向諸入用

一 白米 四升 御隱居神之備利行氏より奉納

一 白米 壱斗貳升 但シ餅御供米

一 白米 五升 但上品糀共本社備壹升五合、山之神之備壹升

五合

但シ御供米壹斗七升之内

一 白米 三升 但シしとぎ芋卷唯卷豆卷

一 黑米 壱升 此内五合山之神之散米也

一 御幣紙 壱束

一 荒薦 壱枚

一 薫之器

日向かわらけ共云
百式拾

4 歳大明神宮祭礼并当社建立之次第

右者延享元子歳相改候氏神祭礼式之帳面文字等紛失之所依有之此度順年之來當江相渡申候、隨分古例之通神事相勸可申之処如件

享和貳歳戊戌月初丑日

当社神主諸司役

宮崎小膳藤原清重

当社祝部役

河野長門守小千通貞

當邑庄屋

利行治右衛門源親次

一 当社祭礼之次第

正月十一日 鈴開の神事

是八年内より供奉る御鏡を此日下して

此帳宮崎家之懷シ而有之所謂テ見是氏神祭祀節要也、雖然歲霜ヲ経紛失而已多シ、干時神主清重祝詞主通貞予に曰タ願ハ此紛失ヲ繫キ順番之祭

當披露イタシ古キ導而求新ヲ氏子長昌玉物に侍ラント、堅請に仍而筆

二月初丑 御田植の神事

是ハ種子の初穂にて御供奉榦木十二本

愚ヲ執リ謹令是書写□矣

河野相模守一昌誌

本書ハ相模書作清重控江河野佐渡守通实行年六拾五にシ而享和二歳戊明月初旬老筆謹写之書敬白

(異筆)

宮崎氏住物

愚ヲ執リ謹令是書写□矣

備則十二名に賦此柾を鞭に用よし

是ハ初中後三度の神楽

四月彼岸の神事
三月三日

六月初丑日十二名順年にて

御神酒を奉り、薄の御幣にて祓清

村におゐて此日迄若薄を刈事を禁す、

顯然なり

八月微岸

九月九日

御供御神酒を備て神樂

目前を内役と云ふ中夫婦十二名社家不

残会合、此日端出繩おろし二日目前御

供拵当晚よとの神事当ル

一
番
火ノ神の祭り

二番 水ノ神の祭り

三番才ノ神の祭り

四番山御前の祭り

六編 いへきの祭り

一殿 五升モリ一膳、二・三合

二殿司斷

同殿之内脇社四社二舛形四膳也、神樂八余社同前、山人舞相撲

有、
当日出席之家、

大檀那 京泊城主 熊谷内蔵丞丹治直陣(アマツ)公建立

大宮司 高橋次郎左衛門尉大藏種昌

神主兼庄屋 宮崎千代太夫藤原宏盛

祢宜兼祝詞主 河野外記太夫越智通興

一 元和九年十一月吉日造營

大檀那木付城主松井佐渡守豊臣康之御内室建立

奉行 羽加宇兵衛藤原政行

大宮司 高橋次郎左衛門尉大藏種長

神主兼庄屋 宮崎小介藤原宏直

祢宜 河野左京大夫越智通晃

祝詞主 河野兵衛太夫越智通熙

大工 諸留與三郎藤原就長

小工 小川清右衛門平久基

筆者 宇佐氏元永右馬允入道休雪行年七十歳

○寛永十年癸酉十月吉日造營

大願主 祢宜 河野左京大夫越智通晃

官代 片山八郎兵衛源幸増

代官 北村又左衛門尉中原業弘

大宮司 高橋次郎助大藏種昌

神主 宮崎藤十郎藤原宏繼

祝詞主 河野兵衛太夫越智通熙

庄屋 清原與介清原行光

鍛治 利行茂左衛門尉源親種

大工 中野三右衛門尉紀光榮

筆者 立花源右衛門尉橋成固

宇佐氏元永右馬允入道休雪行年八十一歳

○寛文八年戊申四月吉祥日造營村中惣建立

木付城主 松平東市正源直次公

仁与山二おゐて材木数百本被下訖

宮代 片山三郎兵衛尉

大宮司 高橋次郎八大藏種春

神主 宮崎左衛門太夫藤原宏勝

祢宜 河野左衛門尉越智通国

祝詞主 河野兵部太夫越智通岑

大工 宮川惣左衛門尉平定門

小工 今留六郎左衛門藤原泰治

佐藤弥右衛門尉藤原忠紀

豊前国並当国速見国(アマツ)兩郡の太守細川越中守源忠興公木付城ニ松井佐渡守殿を居口めて城代とし則忠興公の御妹君おこほ殿と申を松井殿に娶しむ云々、おこほ殿の御化粧料として都甲の内松行村貳百石・当村之内三百石合て五百石御附被成候而木付へ被遣候、依之当社御建立被成、尤神領として中園成久両村にて田畠老町坪付有別紙被附置候、尤御私領政務の為に羽加宇兵衛殿当村居宅構妻子共に居被申御事、寛永九年細川屋形国替にて肥後國へ移給ふ、仍小笠原壹岐守源忠知公木付城ニ御入部の砌当社神領の儀越中様時代の通り被附置被下候様ニと願上候得共女の寄附なれハ継目といふ事有間敷のよし有て寛永十九年被召上、神領訖

庄屋

清原太兵衛尉清原光郷

海印山実際寺嗣祖比丘沙門北原伝国叟書

中園

成久

山口

西本

伝曰安岐二七社ト申ハ

歲殿

歲大明神

牛頭

劍大明神

上馬場

浦下原

熊野

善神王

賀茂

○元禄三年庚午十二月吉日造營村中建立

宮代 片山八左衛門尉

大宮司 高橋作平大蔵種宣

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣

祢宜 河野權之進越智通長

祝詞主 河野伊左衛門尉越智通之

鍛治 宮川權兵衛尉平光長

大工 二宮七之允藤原就行

小工 東山助三郎藤原定房

庄屋 清原弥次右衛門尉清原光長

河野權之進越智通長謹書

元禄十二年己卯四月木付城市住松本久口并一村氏人等合力而新奉

造立朱鳥居

上棟札 豊之後州国崎之郡安岐成久村
年大明神社檀壱宇之次第村中建立

享保十二年丁未九月吉祥日

一 当社の神領ハ小笠原壱岐守様木付御入部の砌より被召放によりて村中として社田所口口て三反四畝余立つ置テ十二名にて順年に祭礼興行す、尤年中式ゝの神事形のことく衰微して多ハ退転の神事あり、右之社田ハ壱岐守様御代より今に至るまで当村中にて年貢を弁償し、其所務を祭礼供料となす如件

右

宝永七年庚寅十月日

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣 敬白

神主 宮崎求馬藤原安貞
祢宜 河野兵部太夫越智通次
祝詞主 河野修理越智通春

大宮司 高橋次郎左衛門尉口次
利行喜兵衛尉清原親信
弁指 中野源七尉光久

Ⅱ 近代資料

ここには、安岐郷域の東南部一帯を灌漑する尾払池に関する記録—尾払池由緒書—と大正五（一九一六）年刊行の『朝来村史蹟写真帖』に掲載された古写真の一部を収載した。

『尾払池由緒書』は、池を管理する年行司の間で持ち回りされる記録の一つである。明治四三（一九一〇）年に作成されたもので、堅帳で丁数は一三三丁に及ぶ。その内容は、まず尾払池の歴史が記述され、次いで明治一一（一八七八）年制定の尾払池規則、同二五年制定の規則追加が記されている。この規則制定に伴い、池を管理する年行司という役職が初めて設置されており、これは現在まで継承されている。このような池の管理体制の整備をうけて、本記録では明治一二年以後の一年ごとに池の落水の月日と水位の変動および池に関わる諸行事や工事のことなどが記されている。この単年ごとの記述が本記録の中心であり、昭和三一年度までの記載がある。それ以後は冊子を変えて、同様の体裁で書き継がれ現在に至っている。なお、明治四三年までは中野行重の筆になり、それ以後は歴代の年行司が各自書き継いでいる。

ここでは分量も膨大であることから、尾払池の歴史に関わる部分と單年ごとの記録のうち明治一五年旧八月の年行司交代以前までの記述を抄出した。

『朝来村史蹟写真帖』は総計六四頁の横帳形式の本である。朝来村郷土研究会の編集になり、東国東郡長沖田義信の他、喜田貞吉・天沼俊一・和田千吉・伊東安治の序文を載せる。この写真帖を編集した朝来村郷土研究会がいかなる組織であったのか、ここでは充分に明らかにし得ないが、喜田貞吉の序文には、「幹事の一人なる河野清實君」とある。河野清實は、『豊後國東半島史』をはじめ多くの編著書を残した、二〇世紀前半の研究者であり、河野が会の中心にあつたことが窺える。

さて、ここには六六葉の古写真—奥付によると写真は西安岐村の小川春吉が撮影した—が載せられており、二〇世紀前半の地域の様子を伝えるものとして重要な書籍といえる。以下では寺社と仏像などの文化財、景観を捉えたものを載せた。特に、出土遺物などの文化財については現在確認できないものが多く、貴重な記録といえよう。

一 尾払池由緒書（抄出）

緒言

夫レ農ハ國ノ本ナリト宜ナル哉、衣食一トシテ農ニ仰ガザルナシ、我瑞
穗国ハ土壤肥沃氣候溫暖ニシテ最耕耨ニ適スルノ地ナリ、故ニ斯業ニ精
励努力セバ畜ニ個々修身済家ノ美ヲ發揚スルノミナラズ延イテ國ヲ富マ
シ身ヲ強フシ教育其他万般ノ事業ニ活氣ヲ生ゼシムルヤ必セリ、然リト
雖トモ水乏シク旱魃ヲ免レザレバ則嘉禾發育スル能ハズ、故ニ水利ヲ興
シテ旱害ヲ除キ以テ國家ノ公益ヲ圖ルハ實ニ人生ノ要務タルコト言ヲ保
タザルナリ、大添村尾払池ハ今ヲ去ル實ニ二百五十余年前万治二年大添
里正笠置弥兵衛氏大ニ意ヲ水利ニ注ギ乃チ安岐里正片山平兵衛氏ニ謀リ
地ヲ茲ニトシ藩ニ請ヒテ此池ヲ鑿ル寛文三年竣功セリ、実ニ藩内唯一ノ
大池ト称ス、其水大添・鍋倉・下山口・守江・横城・奈多ノ六ヶ村三分
注ス灌田約四十町五段、藩主其ノ功ヲ賞シ同年四月両里正ヲ代官ノ邸ニ
召シ片山氏ニ新地百五十石ヲ笠置氏ニ年々米十俵ヲ賜フ、爾後九十余年
ヲ経テ寛延三年ニ至リ大添里正笠置弥兵衛・下山口里正安部忠次郎ノ二
氏首唱シ外四村ノ里正ト相謀リ藩ニ請ヒテ堤ヲ増シ堀掛ヲ設ケタリ、然
レドモ世ノ進運ニ伴ヒ農耕ノ道益々開ケ開墾愈々多シ、是ヲ以テ十有余
年ヲ経テ弘化ノ初年ニ至リ水亦乏シ是ニ於テ乎下山口里正安部甚八郎氏
大ニ之ヲ憂ヒ外五ヶ村ノ里正ニ謀リテ堀掛工事ヲ起シ相与ニ一致協力シ
テ拮据經營其ノ工ヲ竣ヘ更ニ堤ヲ増築シ遂ニ現今ノ水利ヲ得ルニ至レリ、
今ヤ穀禾穰々倉庫ニ溢レ衆人熙々繁榮ヲ樂ム者实ニ此池ノ賜ナリ、諸氏
ノ功劳亦大ナリト謂フベシ、明治七年石祠ヲ池辺ニ設ケテ水神ヲ奉祀シ
又碑ヲ建テ安部・笠置・片山三氏ノ鴻功ヲ無窮ニ伝フ、然レドモ明瞭

ナル此池ノ記録ナク只古老ノ口碑ニ伝ハル所アルノミ、余偶マ明治四十

年村治上ノ事ニ閑シ笠置家ノ旧書ヲ繙キ茲ニ明瞭ナル記録ヲ得タリ、余
時ニ年行司ノ職ニ在リ乃チ之ヲ池組六区長ニ謀リ笠置・安部兩家ノ秘書
ヲ参照シテ之ヲ抜書シ併セテ其功劳ヲ永遠ニ表彰シ以テ緒言トナス云爾

明治四十三年十月

大添

中野行重誌

追記 本書ハ尾拂池ニ係ル該年ノ當路者ノ許ニ保存シ置キ後世ニ至ル迄
重要ノ件ハ年々其事項ヲ記載スルモノトス

尾拂池ノ義ハ寛文三卯年ノ築立ニシテ土地ハ大添村分、全年池成田引方
左ノ通り

字尾払

一 下々田 壱段八畝壹歩半 大添十助

字尾払

一 下々田 六畝拾歩半

同人

字尾払

一 下々田 拾八歩半

同人

字尾払

一 下々田 三畝八歩半

大添治右衛門

字尾払

一 下々田 武段拾歩

同人

字尾払

一 下々田 壱段武畝拾歩半 弥平

字尾払

同人

一 下々田	武畝拾三歩半	同人	一 東土手	長四拾七間三合	高三間半	此坪千六百五拾五坪半
字尾払			此夫仕辻	壱万五百八十八人		平均壱升五才
一 下々田	壱段八畝拾歩	同人	此救扶麦			
字尾払	七畝拾七歩		内訳	大麦	六拾七石八斗壱升七合	
一 下々田	壱段三畝		大唐米	四拾参石參斗五升九合		
畝メ	壱町式畝拾歩					
高 九石式斗壱升		同人				
右池床引方此外溝成引方田畠共少々有之、右池成ハ前年検地帳前ノ本行	一 南土手	長拾壱間七合	高參間半	此坪四拾坪九合半		
引方相分リ地代金銀札壱貫參拾目當時池尻ヘ下々田式段參畝式拾參歩半	此夫仕辻	參百式拾七人				
有之候ヘドモ、此坪御検地ニ無之寛保頃ノ名前ヨリ有之池出来後ハ別ニ	此救扶麦	參石六斗壱升式合	平均壱升五才			
引水致シ申サズ、樋尻凡ソ八拾間位ノ處へ五寸ノ竹筍二本据ヘ池水ヲ落	一 北土手	長拾壱間參合	高參間半	此坪四拾參坪五步		
ス毎ニ通ハセ養フ様申談シ池組合ノ夫役一切関係御座ナク候	此夫仕辻	三百四十四人				
一 築立ノ當時御出役并ニ引受ノ者左ノ通り	此救扶麦	參石六斗壱升式合				
御代官 大河内五太夫様	寛文三年卯四月十一日					
御足輕 安岐大庄屋 片山平兵衛様		大添庄屋 弥兵衛				
御監役 大添庄屋 笠置弥兵衛様						
引受 鍋倉物左衛門 姓渡邊						
賄方 大添新兵衛 姓中野						
御宿						
右之面々其外數多ノ手伝夫、横三間長サ五間ノ小屋住居ニテ御国夫ヲ以	御代官 元田甚右衛門殿					
テ卯ノ正月廿一日ヨリ御普請ノ事ニ御座候	郷足輕 川嶋勘兵衛殿					
	大庄屋 安岐八右衛門殿					
	中園多右衛門様					

下山口 庄屋忠次郎 弁差甚九郎
弁差勘兵衛 小屋詰兵藏
全四未年大添村万事引受三月十五日ヨリ廿六日迄夫仕御出役

御代官 郷足輕 大庄屋 手代

郷足輕

大庄屋

手代

内林清七様 河野治右衛門様
成久茂右衛門様 吉松治助

御普請相済引受ノ者へ大唐米被下候

大唐米弐斗

大添庄屋 弥右衛門

全 七升

同村弁差 九兵衛

全 七升

同村 全 伴右衛門

全 七升

同村 全 諸助

全 壱斗

同村御宿 十右門

全 壱斗三升

同村賄方 権右門

全 壱斗

同村下宿 金助

全 七升

同村 久助

大唐米弐斗

下山口庄屋忠次郎

全 七升

同村弁差 甚九郎

全 七升

同村 全 勘兵衛

全 七升

同村賄方 孫右門

全 武斗

同村手代 茂右門

同村 全 治助

右之通リニ被下候

長五十間

一 此普請地山 橫十間 此坪弐千弐百八拾坪 深四間

此夫壠万九百弐拾七人 平均一升七才

此扶持麦百弐拾石 壱斗五升

寛延四年未四月四日 下山口庄屋 忠次郎

右之外段々修覆等并ニ申極ノ事左ノ通り

一 桶据ヘ方ハ三方ニ水掛リ六ヶ村ニテ修覆ノ節ハ出夫出張寄合ニテ仕

リ桶穴ハ往古ヨリ四寸桶守ハ大添ニ一人相立テ池組六ヶ村ヨリ給米

四斗宛年々相渡シ来リ候處、検査ノ節度々桶穴太ク相成桶守ハ抜キ

差シノ節遍頗ノ所置出旁不締リト相成り捨置難キ段申上候處、文政

十亥年御代官加藤治右衛門様根付改メノ為メ御廻村ニ相成リ横城御

宿泊ノ節年番塙屋寿八郎立会ヒ横城鹿藏ヘ申談シ、池組中御召寄せ々

御評議ノ上本土手掛リ少々其ノ上水勢強キ故桶穴ヲ五分細メ致スベ

クト被仰付桶守三方ニ相立テ受持入違ヘ抜キ差シノ節ハ共ニ立会ヒ

廉直ニ取計ヒ候様被仰付、是迄^(マニ)ハ一人ニテ給米四斗ノ処此度改メ

テ一人ニ付弐斗五升宛相渡ス様被仰付、桶穴ハ本土手三寸五分南北

土手四寸ニ改正相成候

一 米七斗五升 桶守三人渡

一本土手 米壹斗六升壹合 八升七合 守江 七升四合 鍋倉

一本 土手 米弐斗九升六合 壱斗壹升八合 横城 壱斗七升八合 奈多

一本 北土手 米弐斗九升參合 壱斗四升八合 大添 壱斗四升五合 下山口

右之通リ相定メ万事加藤治右衛門様御聞取り置キニテ規定相改メ來リ候
処、何時トナク相流レ本土手ヨリハ懸ケ合モナク大切ノ水不始末ニ相成
リ銘々勝手ニ拔キ差シ可致トノ申条ニテ近年受持ノ桶守ト相成リ給米ノ

取遣リモ仕ラズ本土手ノ方ハ樋守モ無之守江・鍋倉各自ニ抜キ差シ仕リ
一入自儘ノ事ニ相成候

一 本土手ヘ透水仕候ニ付御願申上ゲ天保十四卯九月前築キ仕候、御代
官井田寿右衛門様御出役住居三テ御普請相済候、尤モ小屋掛けハ外
村々ヨリ取計ヒ賄道具一切守江・鍋倉ヨリ差出シ万事守江和右衛門
差配ニテ相済候後、前築石工賃并ニ入用割方樋守給米定メ相当ニモ
可有之ト是ニ割方可仕候段申談ノ上割方仕候、守江村ヨリ普請中賄
夫多分出過ギニ付平均可仕ニ付、此後何方ニ普請ノ節外村々ヨリ出
掛可申ニ付此儘押移リ吳レ度旨申談候へ共、多少ニモ拘ハラス平均
取引可仕此度出銀相済シ可然段和右門被申候ニ付、右入用丈割合ヲ
以テ平均毫人毫勿宛不足賃銀札守江村へ遣ハシ申ハ此節諸帳一切和
右門引受ケニ御座候

下山口安部甚八郎経営堀懸田緒略記

一 杵築領内三第一ノ大池ニ御座候處、往古ヨリ年々水溜リ兼ネ池下村
々老人共申伝ヘニハ人生一代ニ満水スルハ二度位ノ事ニ御座候ト申
來リ、此池ヘ六・七合溜リ候事モ稀ナル事ニテ年ニ依リテハ二・三
合位ニテ平均五・六合内外ニテ何分池下六ヶ村度々ノ干損甚以テ煩
ハシキ次第ニテ毎々池下村々へ不少御検見有之、御損米不尠候ニ付
下山口庄屋忠八郎思ヒ立チニテ何卒年々満水スル様仕度其仕方相積
リ堀掛ヲ致ス思ヒ付ニテ數度罷出地理見積リ堀掛ケ致シ年々十分満
水ニ相成候仕法御座候ニ付池組庄屋中へ甚八郎ヨリ申候、此池ハ御
領分隨一之大池ニテ六ヶ村ニ掛リ候處、先年ヨリ水溜リ兼ネ年々ヨ
リテハ池三三・四合位ノ水ヲ以テ池下田地ヲ養ヒ候様ノ年モ有之、
何分六ヶ村度々干損不少御検見度々ノ事ニテ池下ノ者大難儀致シ御

上ニテモ不専御損米相立候間何卒年々満水ニ候様ノ工夫ハ御座アル
マジクヤト数年相考ヘ候處堀掛けヲ致シテ水取り候ハゞ宜敷事ニ候間先年ヨリ
可相成ト思ヒ付候間六ヶ村一致ニ相成堀掛けヲ致度段相談仕候處、

池組庄屋中申候ハ其元咄ノ通り水取り候ハゞ宜敷事ニ候間先年ヨリ
堀リテ置ソフナ事ニ候然ル處弥トレ候様ニ相見ヘ候儀ト申スニ付、
甚八郎申候ハ拙者考ヘノ処ハ積リ通リニ堀掛け出来候ハゞ年々満水
ニ可相成ト考ヘ候間御苦勞ナガラ見積リヲ可被下ト池組ノ庄屋中ヘ
申候處、兎角手スキモ少ク依テ見積リニモ罷り出デズ其儘ニ推シ移
リ居リ候處、夫レヨリ年々長日照リ多キニ付毎年ノ干損不少甚ダ以
テ煩ハシキ事ニ付池組老分ノ庄屋へ甚八郎ヨリ申候ハ何卒堀掛け致
シ度候間場所ヲ立合ヒ篤クト早々見積リ候上取り掛リ堀申度段相談
致シ候へ共、折々多用旁何ヤラ兎角見積リモ致サズ彼是ト延引ニ相
成居リ候内又々大長日照リ御座候處池掛け六ヶ村へ白干ニ相成候、
田坪殊ノ外ヨケイ出来アマリ煩ハシクタイガタク御座候ニ付度々甚
八郎池床ヘ罷り出地理ヲ見立水トレ候處ヲ見積リ仕リ堀掛け致シ度
場所毎ヲ図面ニ相認メ弘化二巳夏御代官川島安右衛門殿へ申出候處、
御代官ヨリ是ハ宜敷思ヒ付ニ候此度上ヨリ仰出候ハ何事ニテモ御家
ノ御為メ筋ニ相成候事ハ無遠慮申出候様被仰出候、且又近来新池致
度願書數々出候處隨分新池モ様子ニ依リ御免ニモ可相成候へ共、夫
ヨリハ昔ヨリ在來ノ池土手上げ得出来池ハ土手上げ致シ堀掛け致候テ
貯水ノ方法可致旨御触書出候間、早速此段御郡奉行へ可申上ト被仰
聞候處、其二日後弘化三年六月十八日年番守江和右衛門方へ庄屋中
打寄御座候、當日御代官川島安右衛門様ヨリ御状ヲ以テ被仰付候其
御文ハ左ノ通り

尾払池ノ儀ハ是迄満水ト申スハ人生一代ニ兩度位ノ事ニテ度々干

損ト聞及候処、下山口甚八郎ヨリ申出候ハ堀掛ヲ致シ候得者隨分

水ノ取方可有之年々満水ニ可相成仕方可有之段申出候ニ付、至極宜敷心付ノ事ニ付早速御郡所殿へ申上候処今迄毎々ノ旱損有之池掛リ難済ノ処堀掛致シ水取ル様ノ工夫思ヒ付略図ヲ以テ申出候段無比上宜敷事ニ候間一両日ノ内池組庄屋中不残尾払ヘ罷出見積リ方致シ夫積致シ可申出旨被仰付候間、早速一両日ノ内各池床へ罷出夫積致シ可申出候以上

弘化四年六月十八日

川島安右衛門

尾払池組庄屋中へ
夫々名當テ

右ノ通リ弘化四年午六月十八日御代官ヨリ急飛ヲ以テ仰出サレ候ニ付、早速六月廿日左ノ面々尾払へ出役致候

姓手島 大添鹿藏

姓河野 守江和右衛門

姓安倍 下山口甚八郎

姓手島 横城嘉右衛門

姓佐藤 奈多又兵衛

姓佐藤 野辺周助

姓笠置 大添頤策

右之面々尾払へ罷出見積リ致シ夫積リ方書付六ヶ村庄屋中連名ニテ差出シ申候

一 弘化三年午六月廿一日下山口甚八郎へ堀掛け係リ被仰付世話致シ成

就為致候様被仰付候

一 弘化三年午七月八日尾払本土手西脇ノ平三今日始メテ出夫八十三人

六ヶ村ヨリ罷出堀掛致候、長サ武百六拾五間堀リ申候

一 弘化四年未ノ年横城弁天平堀掛夫六百人御免御領分ニ池ハ数多有之候へ共堀掛ケニ御救麦被下候ノ御例御座ナク處、尾払ハ至リテ大遍ノ夫仕ニ付格別ノ御慈悲ニ依リ御救麦六石被下候、此度六百間出来申候

一 今年八月大添丸尾谷ノ辻長サ七十間深サ四間半余ノ堀割ヨリ致シ堀掛致候、此月廿八日ヨリ堀掛リ申候此堀割手間夫千人ニ積リ候處、五百人余使ヒ候處大遍ノ儀ニ付中国田堀嘉吉ナル者参リ居リ候ニ付銀札七百目（七拾文定ノ銀札也）ニテ請負堀割出来致候、其ノサキヲ六ヶ村ヨリ出夫ニテ割付ケニテ堀リ申候

一 嘉永三戌五月北土手へ疾相見エ段々取繕ヒ候處、全年秋大風ノ為メ氣遣ヒナガラ亥年ハ其ノ儘ニ押移リ全五年ノ春種替相願ヒ夫積千五百九十二人ノ処植据ヘ堀貫ニ此度再ビ願ヒ差出シ候處、御聞届ニ相成リ八坂山中ノ者へ積方仕ラセ受前五百四十目ニテ請負賃銀トシテ大麦九石被下置候

一 正夫千三十三人 夫遣辻一人ニ付大麦弐升八合宛

内 四百三十八人 手永夫

五百九十二人 池組六ヶ村夫

三十七人 守江 三十二人 鍋倉 百六人 奈多

四十四人 横城 百四十一人 大添 百九十二人 下山口

右普請中出夫差出并ニ樋木捨方扶持持出シ入レ一切大添庄屋頤策引受ケ、小屋掛時ノ雜用ハ下山口甚八郎引受ケ、夫仕ハ寄合ノ節ヨリ守江和右衛門奈多村兼帶中両村持ノ処普請中三度モ難出ニ付村々役人ハ一人宛日々相詰メ下山口宿元受方不參多ク頤策普請中三十二日間相詰メ二月十九日ヨリ取懸リ三月八日相片付、右入用ハ下山口甚八郎取計分割方申談候

處、本土手方是迄僅カノ水懸リニ付是迄ノ割方ニテハ不同意ト和右衛門
申サレ割賦出来ズ、全年十二月十三日年番篠原嘉助方ニテ目録打寄リノ
節和右衛門・周助・嘉右衛門・甚八郎・顕策・謙造立会申談ノ上割方左
ノ通り

定金六拾目

本土手 拾匁	四分	守江	六分	鍋倉
南土手 武拾五匁	三分ノ一	横城	三分ノ二	奈多
北土手 武拾五匁	五分	大添	五分	下山口

右當リヲ以テ割付取立相済ミ爾來何方へ普請ノ節モ此定金三割賦スル様
申談相成候

一 北土手樋据ヘ方是迄他ヨリ武尺余り高ク御座候処幸ヒ此度低ク致度
ト甚八郎ノ考ヘニテ三尺余り低ク据ヘ裏溝ヲ下ゲ申度ト長サ三百四
十間夫積込五百人ニ相成リ池組連印ヲ以テ御上ニ御願ヒ申候処、早
速御聞届大麦五石壹斗被下置下山口・大添ヨリ出夫堀方仕候処、追々
ヨリ外村ニ無申談自儘ノ取計ナル段甚八郎方へ照会ノ處全人ノ一存
ニテ不行届ニ候間樋据ヘ直シ可申トノ書付吳レナド奈多村へ遣ハシ
候、旁益々不都合ニテ議論トモ成ル可ク何分難捨置ニ付翌丑六月廿
四日奈多村平右衛門方へ庄屋并ニ村方惣代寄合評論ノ上外ニ樋前ヲ
埋メ候様評決相成、奈多村ヨリ下壹番ノ穴ニ板打付申候、此ノ処ヨ
リ一尺三寸五分上ニ三寸八分ノ角穴ヲ穿チ申候、南土手ト本土手ガ
亀腹ヲ抜グ時ニ北土手ハ右ノ角ゴマヲ抜グコトト相成申候

一 嘉永五子年北土手樋尻貰ヲ仕度御願申上げ御免ニ相成候ニ付、銀
札五百四拾目ニテ八坂山中ノ者へ請負ハセ出来仕候
一 嘉永六丑ノ八月左ノ通り下山口甚八郎尾払土手上ケ普請思立ノ訣ヲ
左ニ記ス

各庄屋中へ申談ノ処右堀掛出来後ハ年々満水ニテ池組六ヶ村ニ烟
返新開等年々相増シ田地ノ価値モ高マリ候ヘ共、又々水ニ不足ヲ
生ジ候ニ付土手上ゲ普請仕度ト池組六ヶ村庄屋一村ヨリ惣代一人
宛召連レ会合致申談ノ上夫積リ八千三十六人願書差出申候處、願
意尤ナルモ何分御上ニテ御物入ノ御時合ニテ御免ニ不相成其儘ニ

押移リ申候

一 嘉永七年寅ノ年守江村ヨリ鍋倉谷尻へ大造ノ新溝ヲ拵ヘ水取り申候
處他四村ノ人氣ヲ損シ度々紛議ノ后全年六月十九日御代官ヨリ御廻
状ヲ以テ被仰付候御書付左ノ通り

一 尾払池ノ義^(ヤマ)守江・鍋倉両村ト異論ノ儀有之、双方取調候処議論勝ニ
テ一定相成ラズ評議ノ上左ノ通り及差図候

尾払池水是迄不足勝之儀ニ付追テ土手上ゲ出来迄守江村新井手ヘ
池水引キ申間敷、尤モ鍋倉谷ヘ引キ下ゲ候儀ハ可為先規ノ通り、
尚又大添川水鍋倉差支不相成様西平新井手ヘ引キ候儀是迄ノ通り

可相心得候

右之通申聞候間双方無異論相守可申候、尚又以來無腹臓申談池水諦
方可致候

寅六月	御郡所
-----	-----

右書付ハ六月十九日友成孫治殿ヨリ御渡シニ相成村々順達写取、御本書
ハ横木^(ヤマ)嘉右衛門方へ預ケアリ候

一 慶應三卯八月前文ノ意ヲ以テ再願仕候処御聞届ニ相成、全月九日安
部甚八郎・笠置顕策ヘ普請掛被仰付候、小屋住居ニ致シ横式間長六
間半ニ致候

林為助殿へ夫仕被仰付御出役相談夫仕致候

- 一 村々下役人昼夜支度小屋ニテ取計申候
- 一 此時下役人ハ下山口山ノ口忠次郎・弁差儀助・横城山ノ口力藏・弁差塙助・奈多弁差平右衛門・忠右衛門・半助・山ノ口新之丞・鍋倉山ノ口弁差正平・守江山ノ口儀兵衛・弁差儀右衛門・全茂平・大添山ノ口長八・弁差和兵衛・源助
- 一 賄方役人守江茂作・大添仙右衛門・下山口六右衛門・横城富士藏・奈多森藏・鍋倉喜市、此内ニテ風呂番町行諸道具迄一切取計世話致候
- 一 村々ノ合印人夫笠其他着類等六色ニ致候
- (青) 下山口 (黄) 横城 (赤) 大添
(白) 奈多 (黒) 鍋倉 (青黄) 守江
- 一 此度願書御免前夫仕辻左ノ通り
人夫辻六千六百三十三人
- 内 弐千人 手永夫
- 四千六百三十三人 池下ヨリ用水夫其外池組村々ヨリ出
夫共但用水夫ノ分ハ扶持ナシ
- 右普請ハ卯ノ八月九日色々手筈ニ取掛リ直様夫仕十月二日迄ニ本土手前築土手上げ三尺出来、御郡奉行三浦多一郎様・村上藤右衛門様・御代官平野喜右衛門様御出役相成候
- 一 慶応四年辰ノ春土手上左ノ通り
- 本土手裏卷四月廿三日着手全閏四月九日迄相済此人夫
総辻武千百九拾人 但無扶持ニ御座候
- 一 明治二年巳ノ三月廿五日本土手裏卷ニ取掛リ五月十日迄ニ都合克ク出来仕候
- 此度夫仕辻武千五百四拾五人内千五百人ハ壹升ヅゝ御救麦被下候
- 一 明治三年九月廿五日東土手々入ニ着手、十月三日成功仕候
此夫辻武百八拾七人 但無扶持
- 一 明治四年未ノ春二月六日本土手土手上げ着手、二月廿二日迄首尾能ク出来仕リ以前ノ三倍ノ水溜ル様相成池下惣方大ニ安心仕候
此度夫仕辻武千三百五十七人半 但無扶持
- 一 明治七年池組中協議ノ上、阿部甚八郎吉道氏并ニ発起人片山平兵衛・笠置弥兵衛三氏ノ功勞ヲ表彰スル為メ石碑及ビ石祠ヲ六ヶ村ヨリ建設ス、其ノ碑文及ビ石祠ノ名文ハ左ノ通り
- 碑文
- 普請掛
下山口村庄屋
安倍甚八郎吉道
池四増倍余相成
池組六ヶ村々此記建ル
- 尾払池満水一代ニ二度位之處同人思付
弘化二乙巳年々致堀掛年々満水相成夫
ム同人士手揚思立明治五年申春元ト之
名文
- 安岐大庄屋 片山平兵衛
大添村庄屋 笠置弥兵衛
万治二年己亥尾払池發基
右池下六ヶ村建之
- 一 爾后阿部氏老衰ノ為メ以前ノ如ク熱心ニ該池ノ諸事ニ斡旋スル能ハズヨリ堀掛ノ浚渫等愈リ明治十年ノ旱損ヨリ翌十一年六ヶ村協議ノ上池年行司ヲ置キ諸事ヲ掌ルコトニ決セリ
- 一 年行司ハ当年始メテ設ケタルニ依リ抽籤ヲ以テ定メ大添村へ当撰ニ相成リ此時評議ノ上左ノ条ヲ議定ス

尾松池規則

- 第三条 旱水及飲水苗代水灌養等ノ節ニ限り年行司ニ届出式ヲ得年行
司時間ヲ限り各村ニ報告スベシ
- 第四条 年行司ニ無届又ハ勝手池水引出候村有之節ハ詮議ノ上其村丈
ケ水壠回差押ノ事
- 第五条 溜池土手三ヶ所并堀掛等修繕ニ付集会ノ節時間御触出三十分
間猶予スベシ
- 第六条 第五条ニ掲タル出頭時間ヲ後ルゝ者ハ金拾五錢遅刻金ト相
定メ集金ノ上ハ協議ヲ以テ会費とスベシ
- 第七条 年行司給額毎年金七拾五錢ト相定メ秋季交代ノ節翌年当撰者
ニ相渡スベシ、但シ土手堀掛等修繕三日以上出頭ニ限り一日
金拾五錢ヲ給スベシ
- 第八条 年行司第二条ノ負担行届兼候節ハ第七条ノ給額返金ノ卯上退
者スベシ
- 第九条 三土手共修繕出夫并諸費五割ノ事
- 第十条 敷樁換出夫諸費右全上
- 第十一条 立樁換諸費其土手限り負担スベシ
- 第十二条 三方樁換ノ義下樁ニ於テハ六尺以上七尺廻リ迄ノ古木ヲ以テ
一同改正スベシ
- 第十三条 三方共樁換ノ義ハ其土手限り決定スベシ、但シ年行司ノ式ヲ
得ル
- 第十四条 上樁木五尺五寸以上六尺五寸廻迄ノ古木ニ限ル、但シ本土手
ノ義ハ五尺以上六尺廻迄用ヒ差支ナシ
- 規則追加
- 第一条 溜池年行司相定メ左ノ権限ノ事ヲ負担スベシ
- 第二条 壱ヶ月三四回見廻溜池土手透水有之又ハ桶失并堀掛土手洗切
等有之節ハ組合村報告スベシ
- 明治十一年八月廿六日 大添村 高橋斎吉
- 明治廿五年八月十四日 右之條々總則追加決定候事

明治十二年旧五月四日池水満水成

旧五月四日ヨリ来ル十九日迄此水ノ減ジ方六寸七分

同十九日五ヶ村申談上鍋倉村横城村ニ抜ギ

同二十日六時迄抜ギ此水ノ減ジ方一寸三分

三ヶ村ニ抜グバ 一寸九分五厘也

四月廿三日迄差シ水減ジ方二寸五分

同日ヨリ抜ギ二日二夜三本抜ギ此水ノ減ジ方九寸五分

廿五日午前六時ニ差シ同日ヨリ旧六月五日迄差シ此水減ジ方二寸五分

同日ヨリ二日二夜三本抜ギ此水ノ切レ方壱尺二寸五分

六月八日マ三尺五寸也但し水ノ切レ方也

六月十一日ヨリ抜ギ十三日迄十六日ヨリ十八日迄抜ギ廿二日ヨリ廿六日

ノ朝迄六ヶ村マ三十九日也

旧六月廿八日ヨリ抜ギ七月二日三差シ此ノ抜ギガ四日

七月六日抜ギ九日迄日數四日間抜ギ

七月十六日抜ギ日數四日間抜ギ七月廿八日抜ギ四日抜ギ

明治十二年五月廿日ヨリ八月二日マデ

メ七十五日夜昏合セテ百五十日

尾払池年行事山口村前

大添村高橋才吉

明治十三年相勤申候也

大添村 高橋才吉

然ル処十四年ノ夏尾払池九合位ノ水旧六月十八日ヨリ十九日迄二日間水

減リ壠尺貳寸五分、其後六月廿八・九・三十日迄三日間此水下リ壠尺八寸、其後七月七日ヨリ十日迄四日間此ノ水下リ貳尺貳寸、七月十三日ヨリ十六日迄四日間此水下リ貳尺四寸、其後七月廿五日ヨリ廿八日迄四日

間此水下リ少ナクト雖此イワク前十三日ヨリ十六日迄ノ時水ヲ貸付ケ甘

八日夜早ク押候故也、此内七月十七日ヨリ十八迄雨降リニ付水五寸溜リ

候也

閏旧八月二日ノ朝ヨリ五日迄四日間落シ此水下リ貳尺六寸

旧七月九日ヨリ十二日迄四日間落シ水下リ二尺八寸

旧七月十七日ヨリ同廿日迄四日間落シ水下リ三尺一寸

水落日数惣計昼夜廿九日

附タリ苗代水ハ此外ナリ

右ノ通り尾払池水毎日見廻リ且又撻抜ギ差シノ節ハ立会念入落方仕リ候

處、閏八月初旬大雨永降ニ付壠尺七寸斗水溜リ、同十八日池組六ヶ村撻

守水分其外伍長殿御立会ニテ池年行司渡シノ節送水壠合五勺ノ見積本土

手据エ出シ

一明治十二年夏、奈多村ヘ二日二夜間水賃ヲ以テ池組伍長殿ノ会合ノ節

御評議三付、尾払池入用ノ節夫役三拾人差出ス約定相成候得共、今日

迄入用無用三付其儘ニ相成以後、右池入夫ノ節ハ奈多村ヘ御当テ付ケ

可被成候此段書送候也

守江村ヨリ依頼ニ付大添村高橋済吉、尾払池年行司相務候事

明治十四年旧八月二十日

年行司 高橋済吉

明治十五年度年行事奈多村引受ノ處、依頼ニ付大添村高橋才吉年行事致

候

旧四月廿一日

一七嶋田水トシテ一日宛 大添村・鍋倉村・下山口村

此水減リ壹寸八分切レ右三ヶ村同様ノ事



写真14 山神社（芭蕉宮）旧景



写真16 下矢川山神社旧景

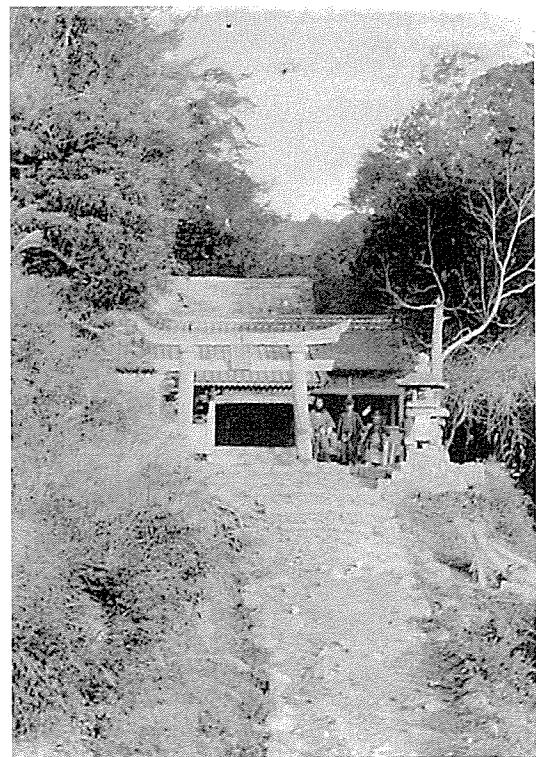


写真15 中ノ川山神社旧景

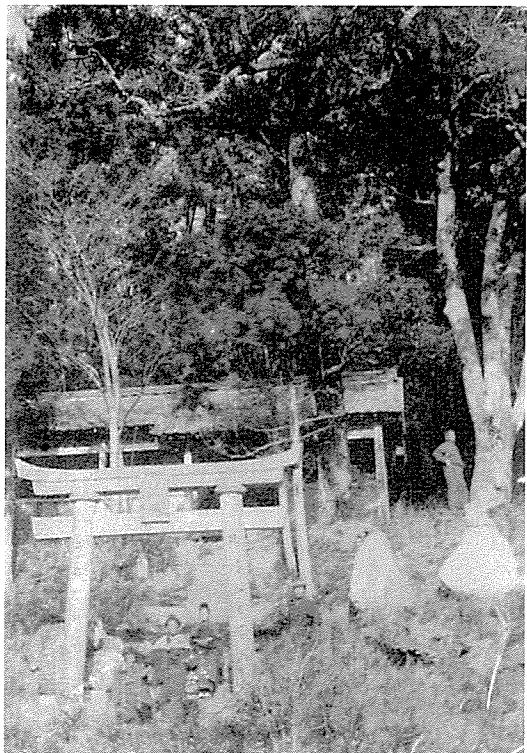


写真 18 油原山神社旧景



写真 17 上矢川山神社旧景



写真 19 弁分八坂社旧景

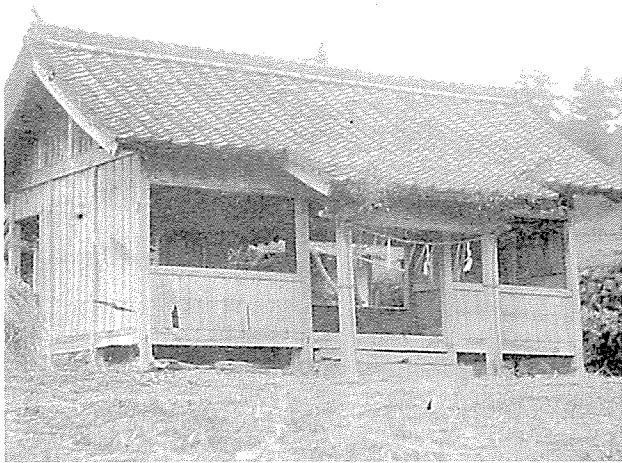


写真 21 吉田社旧景

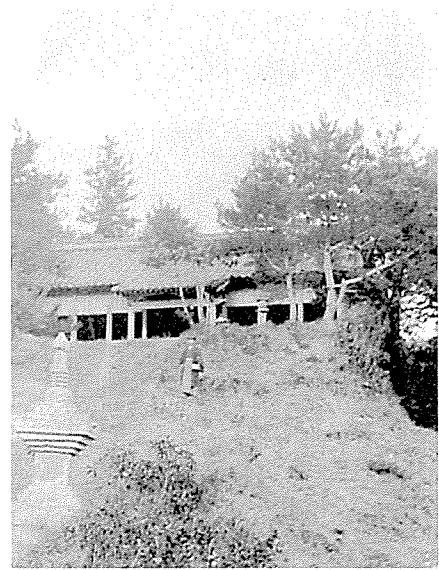


写真 20 生目社旧景



写真 22 久末歲神社旧景



写真 24 龍頭社旧景



写真 23 小金神社旧景



写真 25 小金日吉社旧景



写真 26 扇神社旧景



写真 27 中畠日吉社旧景



写真 28 諸田山神社旧景



写真 29 市ノ尾日吉社旧景



写真 30 玉林寺旧景

写真 31 宝寿院旧景

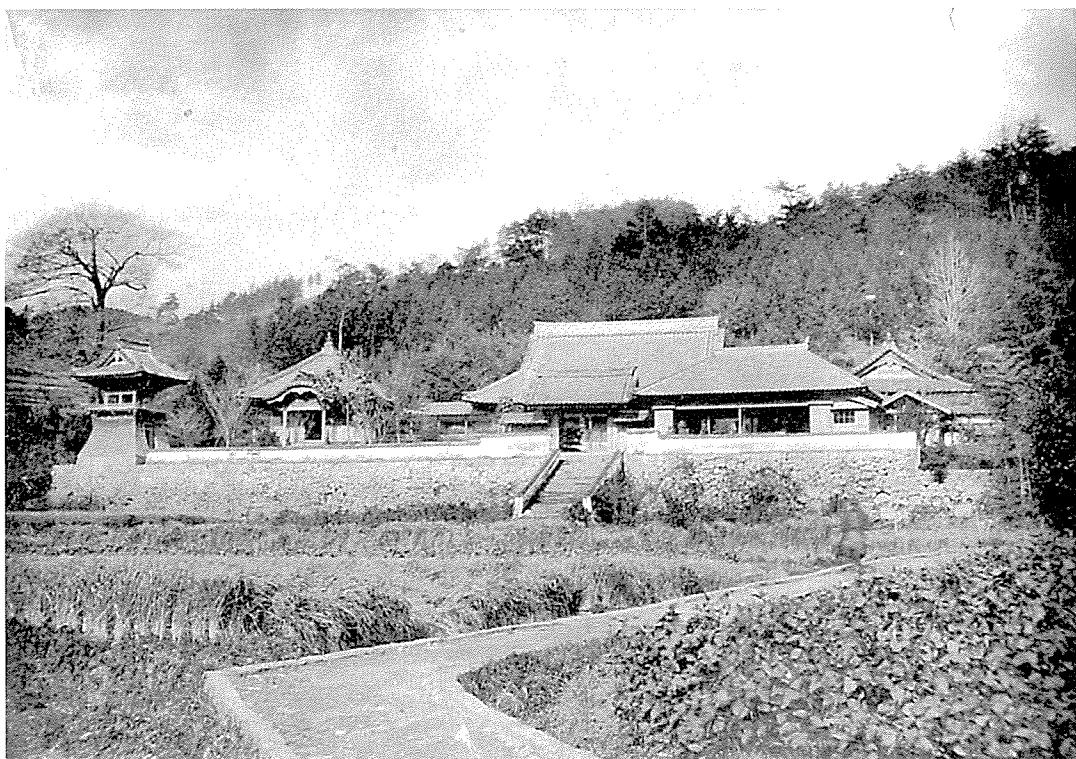


写真 32 西白寺旧景



写真 33 護聖寺旧景



写真 34 報恩寺旧景

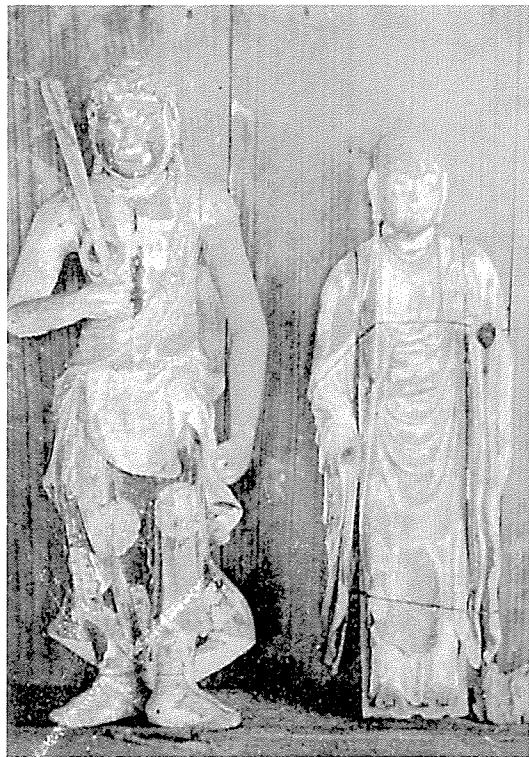


写真 36 小俣金剛院の仏像

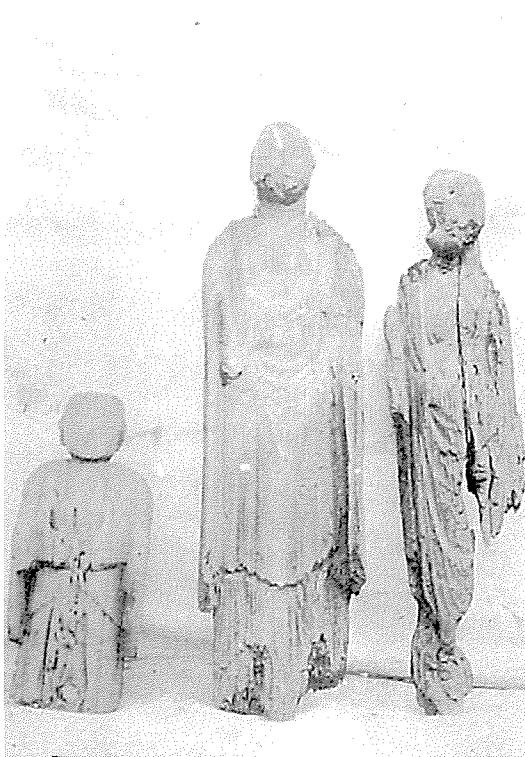


写真 35 護聖寺の仏像（現在は焼失）

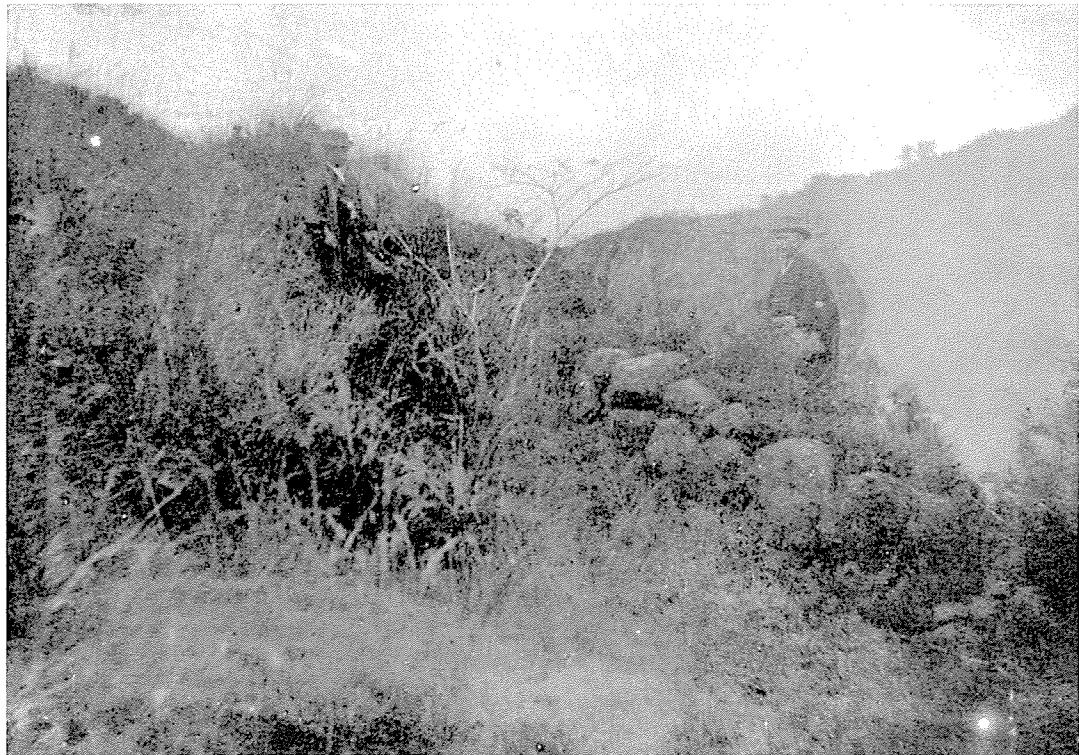


写真 37 扇平のシシ垣（現油原地区）

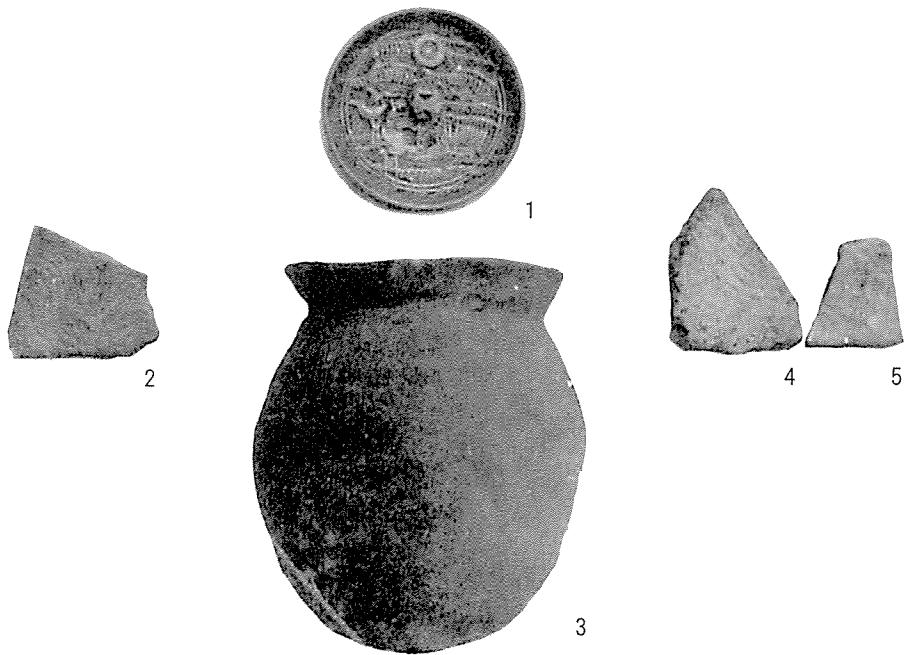


写真 38 土器・古鏡

(1 山神社（芭蕉宮）宝鏡
2 弁分下組鍛冶屋の土器片
3 弁分下組松竹の古壺
4 弁分岩屋の土器片
5 弁分中組西ノ谷の土器片)

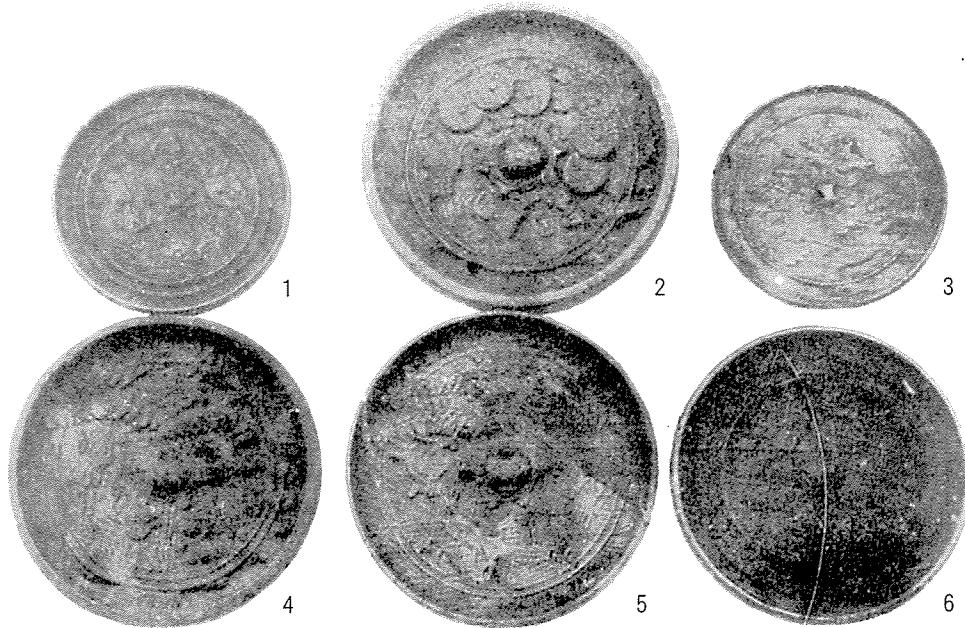


写真 39 古鏡

(1・2 弁分八坂社宝鏡
3 扇神社宝鏡
4 市ノ尾永末明神祠宝鏡
5 中畠日吉社宝鏡
6 市ノ尾日吉社宝鏡)



写真 40 朝来郵便局

III 石造文化財実測図

ここには、八件の石造文化財の実測図を掲載した。無銘のものについては、推定年代を示した。昨年度刊行した『資料編』に掲載した石造文化財とあわせて、ここに改めて推定年代順に一覧を掲げることとした。左の一覧で太字のものは本書に掲載したものである。なお、次頁以後の掲載図面の縮尺はすべて二〇分の一である。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
報恩寺宝篋印塔	(一号)	(一五世紀後半)	護聖寺宝篋印塔	(一五世紀前半)	兩子歲神社宝篋印塔	(一五世紀前半)	塔野宝篋印塔	(一五世紀前半)	兩子寺國東塔	(一號)	(一三世紀後半)	大字兩子字兩子山	大字朝來字宮原	金剛院板碑	(永和二八一三七六▽年銘)	塔野板碑	(永和二八一三七六▽年銘)	大字朝來字宮園	大字朝來字宮園	奈多宮寶篋印塔	(一六世紀前半)	護聖寺板碑	(一正応四八一二九一▽年銘)	柳井田板碑	(元亨元八一三三一▽年銘)	岩尾板碑	(元亨四八一三二四▽年銘)	柳井田板碑	(元亨元八一三三一▽年銘)
大字明治字寺田	大字朝來字天德	大字朝來字廣舞	大字糸永字柚ノ木	大字矢川字屋敷	大字西本字木野	大字瀬戸田字惠良	大字掛樋字成澄	大字糸永字柚ノ木	大字朝來字尾園	大字朝來字尾園	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字吉松字立中	實際寺開山堂無縫塔	(貞和五八一三四九▽年銘)	實際寺開山堂無縫塔	(貞和五八一三四九▽年銘)	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行		
大字明治字寺田	大字朝來字天德	大字朝來字廣舞	大字糸永字柚ノ木	大字矢川字屋敷	大字西本字木野	大字瀬戸田字惠良	大字掛樋字成澄	大字糸永字柚ノ木	大字朝來字尾園	大字朝來字尾園	大字吉松字立中	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	七郎一石五輪塔	(一五世紀)	七郎一石五輪塔	(一五世紀)	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行			
大字明治字寺田	大字朝來字天德	大字朝來字廣舞	大字糸永字柚ノ木	大字矢川字屋敷	大字西本字木野	大字瀬戸田字惠良	大字掛樋字成澄	大字糸永字柚ノ木	大字朝來字尾園	大字朝來字尾園	大字吉松字立中	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	大藏五輪塔	(一四世紀前半)	大藏五輪塔	(一四世紀前半)	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行			
大字明治字寺田	大字朝來字天德	大字朝來字廣舞	大字糸永字柚ノ木	大字矢川字屋敷	大字西本字木野	大字瀬戸田字惠良	大字掛樋字成澄	大字糸永字柚ノ木	大字朝來字尾園	大字朝來字尾園	大字吉松字立中	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	報恩寺無縫塔	(三号)	報恩寺無縫塔	(三号)	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行			
大字明治字寺田	大字朝來字天德	大字朝來字廣舞	大字糸永字柚ノ木	大字矢川字屋敷	大字西本字木野	大字瀬戸田字惠良	大字掛樋字成澄	大字糸永字柚ノ木	大字朝來字尾園	大字朝來字尾園	大字吉松字立中	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	報恩寺石殿	報恩寺石殿	報恩寺石殿	報恩寺石殿	大字吉松字立中	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行	大字朝來字吉行			

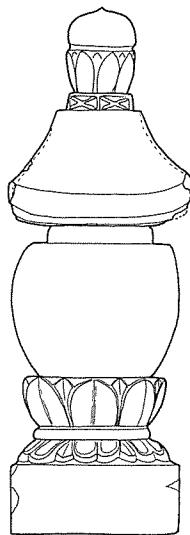


図2 城園寺跡宝塔

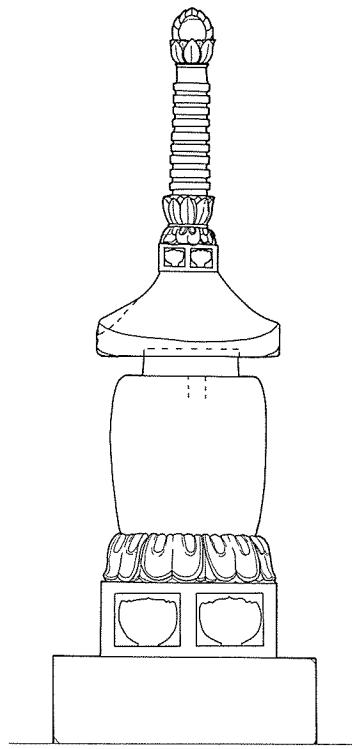


図1 兩子寺国東塔（1号）

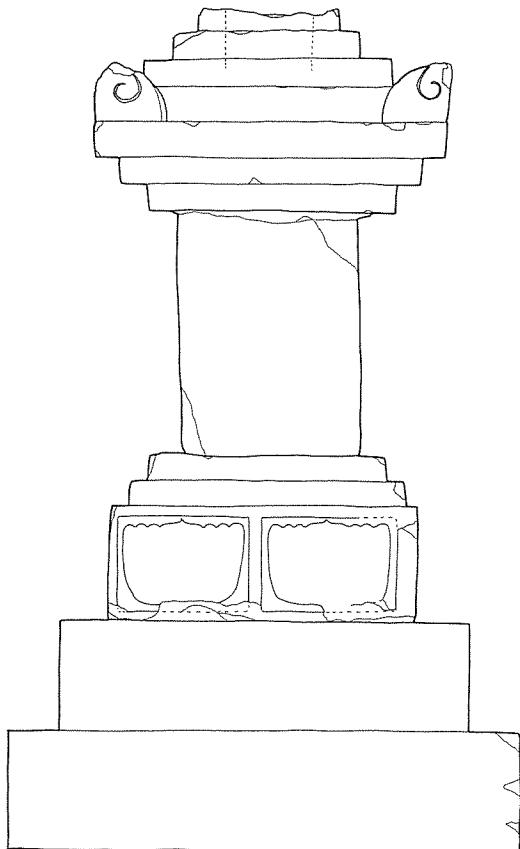


図4 塔野宝箇印塔

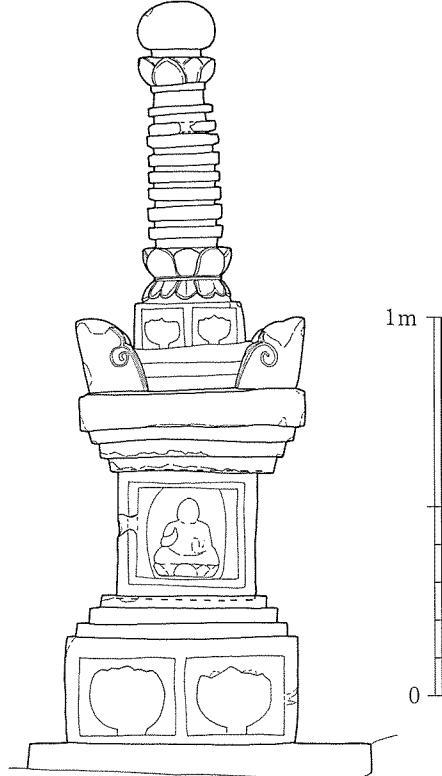


図3 上ノ原薬師堂宝箇印塔

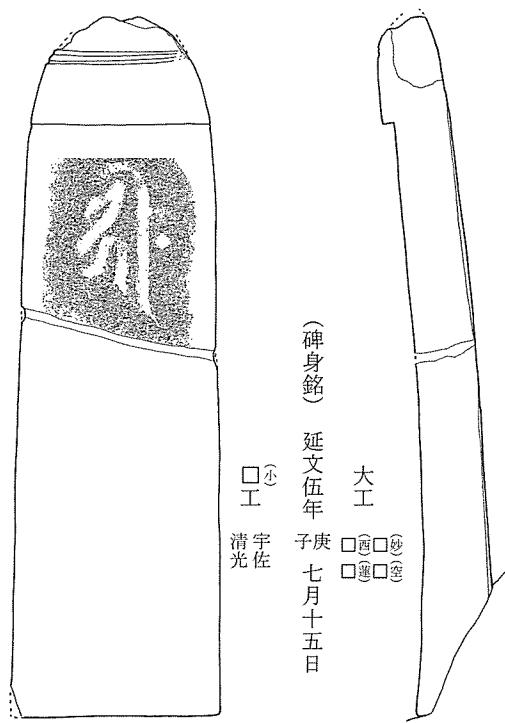


図6 岩屋堂板碑

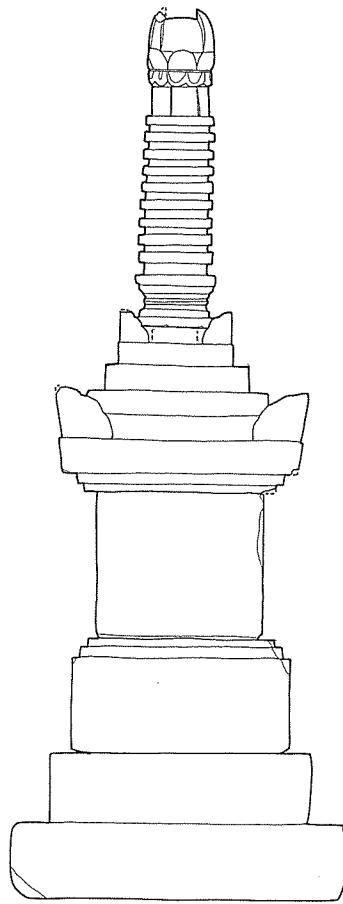


図5 菩提司八幡宮宝篋印塔

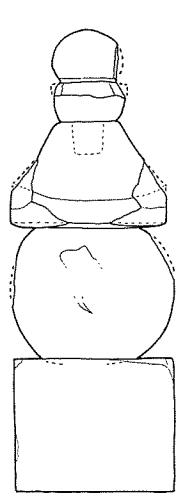


図8 大藏五輪塔

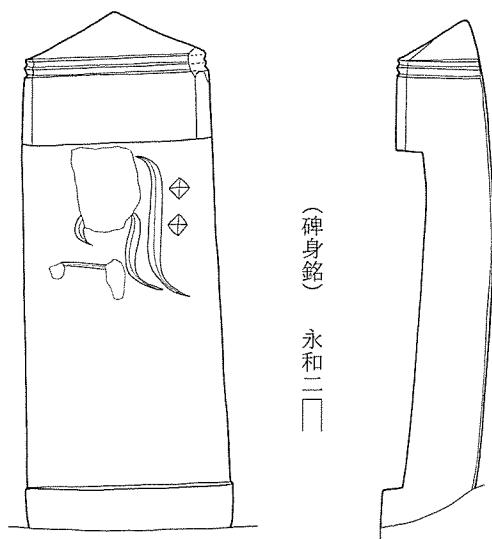


図7 塔野板碑



写真 42 城園寺跡宝塔

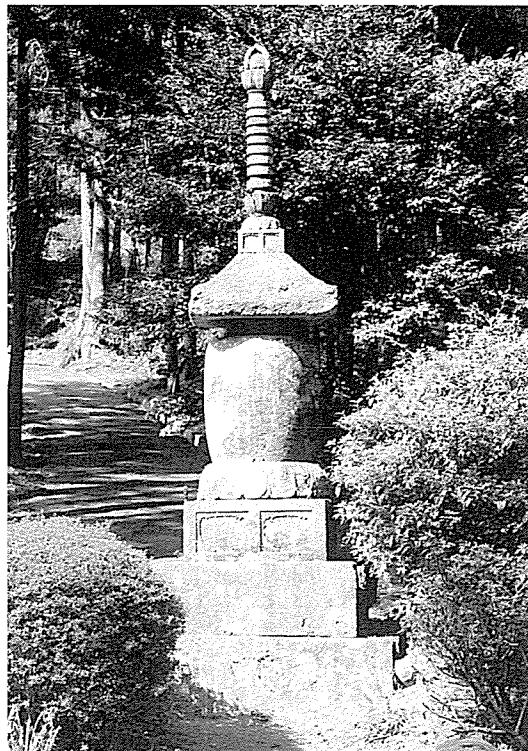


写真 41 兩子寺国東塔（1号）

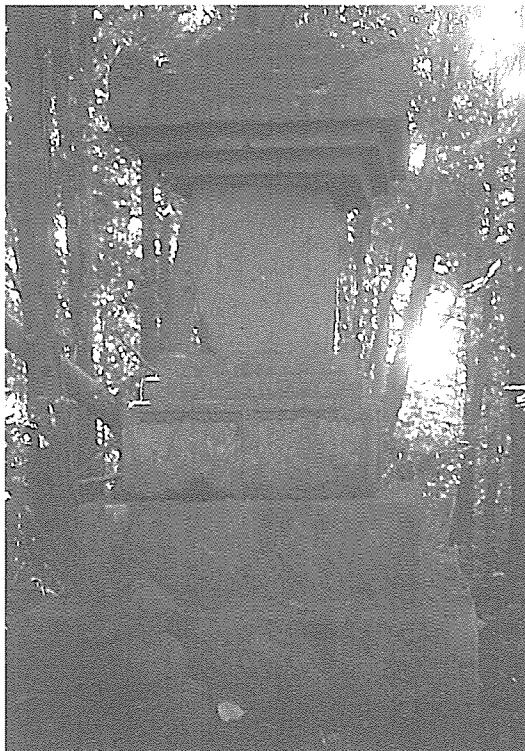


写真 44 塔野宝篋印塔



写真 43 上ノ原薬師堂宝篋印塔



写真 46 岩屋堂板碑



写真 45 菩提司八幡宮宝篋印塔



写真 48 大藏五輪塔



写真 47 塔野板碑

IV シコナ一覧

(ノ)では、昨年度の資料編刊行後、新たに検出されたシコナを掲載した。頭番号は小字番号を示しており、シコナの頭に付した番号で2以上以上の数字は、資料編のⅦ「小字シコナ一覧」で付した番号を継承するものである。また、資料編で掲載したものには、訂正を必要とするものもあつたため、ここであわせて訂正を加えた。こうした訂正箇所が必要が生じたことについては御容赦いただきたい。

一 追 加

△ 下 原

六二 池ノ上 1オオニシ (一一七一)

△ 馬 場

四四 上犬田 2シンタク (一一八八)

△ 中 園

一五 四反田 1ヤシキクロ (六二三)

△ 成 久

三 九 クグチ田 1ヒヨウノ田 2イシノタ (八七)
一 小田 2ホートクダ (三六二)
一 1サンダンオサ (四四七)

△ 掛 橋

二 簾 8インキョ (八四二)

△ 油 留 木

三三 前田 8インキョ (三六四一)

△ 朝 来

三七 貴船 2トバナ (三七三)

一二 広舞 1寺田 (八〇〇)

△ 明 治

二七 切畑 1カイヤ (三六八一)

二九 市ノ尾

三四 松代

1カジヤ (四一三四) · 2ミネ (四一六四) · 3トクナ
ガ (四一七三)
1ツチヤ (四八五九) · 2タニブチ (四八六三) · 3ハ
ル (四八八三)

二 訂 正

誤

正

△ 瀬戸 田

三 山首 1オオニシを削除 → 二 西ノ平 2オオニシを追加

△ 西 本 √

三 水アリ 1オイデン (一三九東) → 四 山ノ田 1オイデン (一

八九東)

△ 中 園 √

三〇 地原 2イナリデン (一〇〇七一一) → (一〇〇七一一)

△ 成 久 √

三 内ヶ畠 1オオヒガシ (一一〇四) → (一一四〇)

△ 油留木 √

二五 台良 5ゴブンチ (に九三一) → (二九三一)

△ 山 口 √

九二 ヒカケ 1ヒガシヤ (二九九八) → 八五陰平 4ヒガシヤ (二七

七八)

△ 大 添 √

二三 楠田 1カルマダコを削除→二四 田平 1カルマダコを追加

△ 糸 永 √

二六 小久保 8ナカデを削除→二七 松尾 1ナカデを追加
二六 小久保 9トリボウズを削除→二八 上中園 1トリボウズ

を追加

△ 富 清 √

五六 歳神 1ナガヌキ (一一六四) (一六七) → (一一六四) (一三

六七)

△ 両 子 √

六一 払 2ソラ (一八七五) → (一八五七)

二三四 米丸→米園

△付論△

安岐郷における近代初頭の景観

—近世における村落の開発と

景観復原への基礎作業として—

はじめに　—明治中期の村落景観を捉える—

明治を迎えて以降の日本の変化は近代化として捉えられている。近代日本における変革は、単に社会や経済制度の変革にとどまらず、当然人々の日常生活にもさまざまな面で大きな影響を与える。社会をはじめ政治・経済・文化さらには生活の近代化をも達成した。そもそも近代化とは多元的な概念であり、産業化や自由主義や合理主義などの達成は、近代化の部分システムであるとも捉えられる。⁽¹⁾ことが示唆するように、近代化の研究は学際的に多方面からなされている。このことは日本の近代化過程に関する研究には、歴史学をはじめ社会学や経済学、科学史など多くの学問領域からなされている。⁽²⁾ことからも首肯できることであろう。このような多方面にわたる近代化研究のなかにあって、人々の生活の場としての集落のありように対する関心は必ずしも高いとはいえない。

ここで言う集落とは、単に家屋の集合体という意味だけではなく、普段の生業が営まれていた耕地とそれに付随した道路や水路さらには綠肥供給源として重要であったその周辺の里山「後に、化学肥料の普及による綠肥の必要性の低下やエネルギー革命による薪炭材の需要減少によりそ

の経済的価値を失つた。近年は経済的な視点とは異なった視点からその価値は見直されている」も含めた広義の集落を指しているのであるが、この場に関心が向けられるることは少ない。明治維新後の地券交付や地租改正という大改革による土地私有の法認は、それまでの人々の土地に関する意識に大きな影響を与え、ムラの共同体的規制あるいは精神的結合の政治経済的基盤ともなっていたといえる村請が崩壊したことが、農民の意識に与えた影響は計り知れないであろう。眼前において地押丈量が進行し、土地台帳が整備されて行く過程を見た人々にとっては、制度的にも大きな変革があることは容易に実感できたことであろう。さらに貨幣流通経済が浸透していくと農民行動の面では経済的合理性指向の基盤形成が徐々に進行し、そのような意識の浸透は共同体の紐帶が弛緩するひとつの一契機となつたことであろう。このように考えると、明治初期の大改革は実際に村落における家屋をはじめとする建築物の外観やそれらの配置・分布をはじめとする景観的側面、さらには建物の内部構造などにも大きな影響を与えることと考えられるが、このような点に従来は十分な関心が払われなかつたといってよいであろう。この関心の希薄さは、必ずしもそれが重要ではないというわけではなく、具体的にムラの景観を復原するとなると、十分に資料が揃つているわけではなく、かろうじて全国的に残された資料として明治中期作製の地籍図や土地台帳があるが、ムラの景観へ接近するためにはその膨大なデータを扱わなくてはならない等多くの困難があるからであろう。これが、近代以前の村落景観の復原となると、具体的に手がかりとすべき資料がさらに乏しく、運良く検地帳が残つても、そこに記された地名を比定することは容易なことではないし、視覚資料といえる村絵図が残存していれば良い方であ

るが、それでも現在の地図とは異なり、作製目的とも絡んで位置情報の正確さには大きな問題を抱えている⁽⁴⁾等、資料上の制約が大きい。

本報告の安岐郷地域に関しては、これまでの調査の結果、近世の村絵図等の絵図資料は未発見であるので、近世以降の村落景観を復原しようとする、ほぼ確実に復原可能な明治中期の村落景観をベースにして、そこに新たに付け加わった景観要素を除去し、消え去った要素を付加する作業を重ねて、邇行的に復原するという方法が考えられる。そのためにまず明治中期作製の地籍図から地目を中心として作製したのが『豊後國安岐郷の調査 資料編』（以下、「資」と略記する）の付図A-1およびA-2の二葉である。地籍図には地筆の形状と地目を中心とする土地情報が示されており、歴史地理学ではたとえば、地割情報を中心として条里地割、国府、郡衙、古道をはじめとして、中世の豪族屋敷村、宿場町あるいは古墳の形態などの景観復原に利用してきた。つまり、この地目とその地筆の形状に注目して地籍図をみると、かなりの精度で地表の景観を読み取ることが可能である。この地籍図は、明治中期の作成になる図であるから、現在のように大型機械を用いた大規模な地表面の改変がなされる以前の地表面の景観を留めていると考えられるので、これにより現在は失われてしまっている明治中期以前、ひいては近世、場合によつてはそれ以前の景観を抽出することが可能である。このような地籍図の有用性は、『豊後國田染荘I・II』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六・八七年）以降の本報告書のシリーズで報告したとおりである。

この地籍図のほかに明治前期の景観復原を試みる際に利用できる資料としていわゆる『皇國地誌』がある。大分県の場合、調査・編集の指示を受けてかなり早い時期から順次着手し、とりまとめたようであり、そ

の稿本、あるいは提出本の控えが、現在大分県立図書館に、豊後国に関する資料として大分郡と海部郡以外の六郡⁽⁵⁾が各「郡村誌」として架蔵されている。

本報告に関係する『豊後國東郡村誌』（『資』に収載、以下『郡村誌』と略記する）は、明治九（一八七六）年に筆を起こしたが、西南戦争の影響により延び延びとなり、完成したのは明治一一（一八七八）年であった。したがって、記載されたデータは明治一〇年前後と判断できる。その記載内容は、主として疆域・幅員・沿革・里程・地勢・地味・税地・無税地・官有地・貢租・戸数・人口・牛馬・舟車・山・川・池沼・温泉・道路・堤塘・港・社・寺・物産・学校・古跡・民業など数十項目にわたるもので、かなり詳細な記録である。明治前期の地方の状況を知る手がかりは少ないので、本資料は重要な意義を持つといえ、これによつて明治前期の村についてある程度具体的なイメージを抱くことができる。

つぎにこの『郡村誌』によりながら、安岐郷域の明治前期の村々の概況について簡単な素描を試みることにする。

一 明治前期の安岐郷

—『国東郡村誌』にみえる村々を中心にして—

地形と土地利用は密接に関連するので、簡単に安岐川流域の地形についてみると、安岐川下流の中園付近から谷底平野が広くなり、水田がまとまって分布する。中上流域では谷底平野が狭く、水田はこの谷底部と、その両側の小支谷の緩斜面に棚田がみられるが、近年は小支谷の棚田を中心に戸作放棄による荒廃が著しい。安岐川支流の荒木川流域の下山口から大添付近、および横城、奈多から鍋倉にかけては丘陵が広がり比較的傾斜の緩やかな斜面が多くなっている。大添、横城、奈多の各村では

原野の占める率が高くなっているのは、このような地形環境が大きく影響しているものと考えられる。また、下流域の村は面積が比較的小さくなっているのに対し、安岐川の上流域や支流域の村では、平坦面が少なく村の面積も比較的大きくなっている。なお、下流部には現在は圃場整備により失われているが、塩屋付近にかつて条里地割がみられた⁽⁸⁾。

さて、『郡村誌』に収載された明治八年三月成立の村のうち、安岐郷に含まれる村々について、税地・無税地・官有地・戸数・人数・牛馬・民業に関するまとめると別表のようになる。『郡村誌』では具体的な位置情報については十分ではないが、土地利用を面積という数値データによって村別にみると、安岐郷地域のマクロレベルでの土地利用状況の概要を把握できる。

この表によつて農家一戸あたりの農地面積を見ると、田地面積は約五・一反、畠地面積は約一・六反で、合わせても六・七反と小規模經營であるが、田染組の平均値四・二反と比べると⁽⁹⁾、国東半島地域においては必ずしも小規模ではないことが分かる。また、土地生産力については信頼できるデータを欠くが、今仮に『旧高旧領取調帳』の石高を『郡村誌』の田地面積で除してみると、安岐郷域の一町当たりの石高は約九・六九石、田地と畠地の合計面積で除すと約八・八五石となる。この値は田染組のそれと大差はない。しかし、これを明治初期の全国平均約九・八三石と比べると若干低いといえようが、データの質的検討が十分ではないのでおよその傾向として捉えておく程度にとどめるべきであろう。

安岐郷域全体について土地利用の概況をみると、山林、原野などは実際には繩延びが大きく、この数値よりもかなり大きくなるものと思われるるので留保が必要であるが、総面積三〇四二町余に対して、田地一一九六町余、畠地四〇八町余、山林七九三町余、原野四一九町余となる。比

率は田地三九・三%、畠地一三・四%、山林二六・一%、原野一三・八%である。田畠を合わせると一六〇四町余で、五二・七%となり、この値は香々地荘域の六五・五%と比較すると低いが、都甲荘域よりは若干高い。田地率が五〇%を超えて特に高いのは中園、西本、塩屋、下山口の各村で、国東半島地域では比較的大きい安岐川下流の比較的冲積平野が広い地域に所在する。逆に田地率が二〇%以下と特に低いのは横城、大添、岩屋の各村で、支流河川の谷あいに立地する村である。つぎに耕地に占める田地の比率をみると、約七五%を占め、香々地荘域や都甲荘域、田染荘域よりもかなり高くなっているが、これは安岐郷域が安岐川の中下流域に所在することによる地形的要因がその主たる理由であるとともに、比較的傾斜が緩やかであるが水利に恵まれない丘陵部における不利な水利条件が、溜池の開発によりある程度克服された結果でもあろう。

村毎に田地率をみると、中園村が群を抜いて高く八六%に達し、西本、塩屋、下山口の各村が五〇%を超えているのに対し、大添村は僅か一八%であるが、これは主に安岐川下流の沖積地に立地する村と妙見山周辺の丘陵部に立地する村との地形条件の差によるものである。下山口村が高くなっているのは、後述するように尾払池構築による水利開発の結果であるといえよう。なお、大添村は耕地中に占める水田の比率は約八五%に達しており、横城、下山口両村とともに溜池による水利条件の不利を克服した結果、比較的傾斜の緩やかな斜面で棚田開発が進行したことを見ている。また、丘陵部に立地する横城村と大添村は原野率が三〇%を超えていることも、丘陵という自然地形が関係しているものと思われる。

畠地率についてみると、下原、塩屋両村が二十五%前後で特に高い。ともに海岸部立地という点で共通し、海岸段丘と考えられる台地地形が海

別表 『豊後国国東郡村誌』にみる明治前期における安岐郷域の村の概況

村名	税 地					
	田	畠	山 林	原 野	芝 地	秣 場
山浦	町 反 畠 歩 33 6 5 4	町 反 畠 歩 10 4 4 10	町 反 畠 歩 10 2 0 27	町 反 畠 歩 18 0 8 28	町 反 畠 歩 0 8 3 19	町 反 畠 歩 1 1 0 0
掛樋	76 7 5 10	31 7 3 11	29 7 3 29	42 9 9 28	11 1 2 24	3 3 0 0
吉松	72 0 7 9	26 9 9 21	52 4 0 2	21 4 0 0	7 6 7 17	2 2 0 0
瀬戸田	34 8 1 9	15 7 8 25	34 5 7 16	0 0 0 0	0 7 4 28	
馬場	61 2 8 19	22 0 8 14	22 8 5 8	0 0 0 0	2 3 7 21	2 0 9 0
下原	53 0 9 14	43 8 7 24			3 1 5 6	
中園	70 1 9 1	3 6 4 23	0 5 6 7		0 0 4 0	
成久	33 7 7 8	10 7 5 6	18 9 3 8	13 7 5 0	2 1 1 5	
塩屋	53 9 4 24	24 7 7 21	5 0 4 18		0 8 9 7	
西本	45 9 5 13	6 0 6 17	16 2 8 14		0 8 1 11	
下山口	43 9 6 5	6 7 8 5	18 4 1 15	5 3 5 0	1 4 4 27	1 0 2 9
山口	67 7 4 18	14 8 4 27	49 0 5 21	63 7 3 27	3 7 3 9	11 1 0 10
大添	45 2 6 7	9 3 9 5	29 2 6 1	99 9 1 28	2 0 5 5	16 5 0 0
横城	30 8 5 11	5 6 9 3	26 0 1 10	36 6 3 28	0 4 1 29	5 4 4 15
奈多	80 1 2 4	36 4 0 10	37 0 2 25	24 0 0 25	0 9 9 0	3 9 9 9
守江	151 4 8 27	72 0 9 0	56 4 7 6	8 2 4 0	42 5 5 11	11 9 9 0
大内	123 8 3 24	56 2 5 6	70 3 7 24	42 2 1 28		3 9 6 0
鴨川	12 7 0 0	1 9 3 15	10 3 8 21		0 4 5 15	
岩屋	15 0 7 12	8 3 5 0	14 5 4 6		1 5 3 24	32 9 6 0

村名	税 地	官 有 地					
	物干場	総 計	社 地	寺院地(堂敷きを含む)	山 林	溜 池	
山浦	町 反 畠 歩 8 2 9 17	町 反 畠 歩 0 1 1 14	町 反 畠 歩 0 0 6 3	町 反 畠 歩 4 9 5 0	町 反 畠 歩 3 1 2 0		
掛樋		5 6 0 28	0 1 4 9	0 0 9 15		5 3 7 4	
吉松		6 0 2 27	0 2 2 16	0 0 2 12	0 4 4 2	5 3 3 27	
瀬戸田	0 9 9 17	1 8 5 17	0 4 1 2	0 5 2 25	0 9 1 20		
馬場	1 2 0 0	8 2 8 8	0 2 6 11	0 2 2 4	0 9 4 12	6 7 0 0	
下原	4 9 9 16	13 2 9 20	0 3 5 12	0 0 9 17	12 0 3 21	0 7 5 21	
中園	0 3 4 16	0 1 3 9	0 1 3 9				
成久	0 0 5 10	1 7 2 9	0 1 8 29	0 0 3 10		1 5 0 0	
塩屋	3 8 4 1	1 4 6 24	0 3 1 9	0 0 9 22	0 4 8 0	0 4 6 1	
西本		0 8 9 18	0 0 6 18			0 8 3 0	
下山口		6 2 9 3	0 6 4 10	0 1 1 14	4 5 0 0	1 0 3 9	
山口		13 1 8 1	0 2 7 18		8 9 9 14	3 8 7 20	
大添		43 7 0 21	0 3 9 3		30 6 7 28	12 6 0 19	
横城		3 1 8 8	0 4 7 23		2 1 7 6	0 5 3 9	
奈多	6 6 7 10	18 8 3 14	1 6 4 7	0 3 1 16	12 5 7 16	4 3 0 5	
守江	3 7 8 0	66 5 1 1	1 6 0 16		57 8 5 0	7 0 5 15	
大内		3 7 7 5	0 1 9 4			3 5 8 1	
鴨川		0 3 5 8	0 0 7 0		0 2 8 8		
岩屋		4 8 2 26	0 1 9 26		3 2 0 0	1 4 3 0	

村名	戸数			人數			民業				牛馬の頭数				1農家当り	1農家当り	総面積		
	社	寺	男	女	合計	農業	漁業	商業	医者	牛	牛計	馬	馬計						
山浦	73	4	1	153	148	301	60			24	41	65	12	13	25	1.1	0.4	87 3 5 18	
掛樋	162	4	2	339	343	682	160			68	69	137	29	3	32	0.9	0.2	266 4 9 23	
吉松	140	4	3	349	343	692	143		3	56	60	116	37	9	46	0.8	0.3	198 2 5 28	
瀬戸田	87	2	2	183	173	356	18		4	14	26	40	13	6	19	0.5	0.2	95 2 7 0	
馬場	155	2	2	352	320	672	141		7	3	20	11	31	53	5	58	0.2	0.4	128 7 2 3
下原	193	1	2	414	457	871	175		12	13	21	34	44	6	50	0.2	0.3	161 4 4 5	
中園	103	1	0	267	280	547	111			1	7	4	11	71	5	76	0.1	0.7	81 3 3 27
成久	64	1	0	153	161	314	65			13	5	18	23	2	25	0.3	0.4	86 7 5 5	
塩屋	132	1	2	281	324	605	129			4	8	12	66	0	66	0.1	0.5	101 5 3 25	
西本	82	1	0	182	192	374	84			7	8	15	49	2	51	0.2	0.6	75 5 4 18	
下山口	73	2	1	179	152	331	77			33	12	45	24	0	24	0.6	0.3	87 6 9 13	
山口	144	3	1	326	315	641	135			64	46	110	26	9	35	0.8	0.3	230 0 9 22	
大添	77	1	0	174	178	352	11			56	3	59	23	0	23	0.8	0.3	250 7 2 15	
横城	45	2	1	97	93	190	38			32	0	32	7	2	9	0.8	0.2	112 5 0 6	
奈多	135	1	1	332	317	649	133			58	14	72	38	2	40	0.5	0.3	217 0 0 11	
守江	389	5	1	952	912	1864	359	43		1	186	38	224	65	8	73	0.6	0.2	445 9 7 24
大内	304	0	1	723	739	1462	312			155	55	210	88	13	101	0.7	0.3	342 5 2 14	
鴨川	23	1	0	46	52	98	23			9	7	16	3	0	3	0.7	0.1	27 6 4 14	
岩屋	35	1	0	89	75	164	35			3	30	33	0	0	0	0.9	0.0	82 1 8 11	

村名	田面積				畠地面積				山林面積				原野面積				田地率	畠地率	山林率	原野率	耕地中の田地率
	町	反	畠	歩	町	反	畠	歩	町	反	畠	歩	町	反	畠	歩					
山浦	33	6	5	4	10	4	4	10	15	1	5	27	18	1	3	28	38.5	12.0	17.4	20.8	76.3
掛樋	76	7	5	10	31	7	3	11	29	7	3	29	85	9	9	26	28.8	11.9	11.2	32.3	70.3
吉松	72	0	7	9	26	9	9	21	52	8	4	4	21	4	0	0	36.4	13.6	26.7	10.8	72.7
瀬戸田	34	8	1	9	15	7	8	25	35	4	9	6	0	0	0	0	36.5	16.6	37.3	0.0	57.4
馬場	61	2	8	19	22	2	3	25	23	7	9	20	0	0	0	0	47.6	17.3	18.5	0.0	73.4
下原	53	0	9	14	43	8	7	24	12	0	3	21	0	0	0	0	32.9	27.2	7.5	0.0	54.8
中園	70	1	9	1	3	6	4	23	0	5	6	7	0	0	0	0	86.3	4.5	0.7	0.0	95.1
成久	33	7	7	8	10	7	5	6	18	9	3	8	13	7	5	0	38.9	12.4	21.8	15.8	75.9
塩屋	53	9	4	24	24	8	3	11	5	5	2	18	0	0	0	0	53.1	24.5	5.4	0.0	68.5
西本	45	9	5	13	6	0	6	17	16	2	8	14	0	0	0	0	60.8	8.0	21.6	0.0	88.3
下山口	43	9	6	5	6	7	8	5	22	9	1	15	5	3	5	0	50.1	7.7	26.1	6.1	86.7
山口	67	7	7	27	14	8	4	27	58	0	5	5	63	7	3	27	29.5	6.5	25.2	27.7	86.6
大添	45	2	6	7	9	3	9	5	59	9	3	29	99	9	1	28	18.1	3.7	23.9	39.9	83.0
横城	30	8	5	11	5	6	9	3	28	1	8	16	36	6	3	28	27.4	5.1	25.1	32.6	84.6
奈多	80	1	2	4	36	4	0	10	49	6	0	11	24	0	0	25	36.9	16.8	22.9	11.1	68.7
守江	151	4	8	27	72	0	9	0	170	7	9	12	8	2	4	0	34.0	16.2	38.3	1.8	67.7
大内	123	8	3	24	56	2	5	6	140	7	5	18	42	2	1	28	36.2	16.4	41.1	12.3	68.8
鴨川	12	7	0	0	1	9	3	15	10	6	6	29	0	0	0	0	45.9	7.0	38.6	0.0	86.8
岩屋	15	0	7	12	8	3	5	0	32	2	8	12	0	0	0	0	18.3	10.2	39.3	0.0	64.3

*本表に掲載した村は、その由緒に「古来安岐郷ニ属ス」と記されたものに限った。

岸沿いにみられ、台地上が畠地としてひらけていることによるものと考えられる。なお、下原村は貢租対象地としての山林、原野がない唯一の村で、海岸部に所在する村ではあっても他の村には山林、原野があるのと、なぜ下原村には両者が存在しないのかその理由は分からぬ。ただし、官有地としては一二町歩余の山林を有している。

二 明治二一年地籍図にみえる村落景観と明治後期にかけての変化

つぎに、明治中期の地籍図から地目を中心として作製した『資』の付図A—1およびA—2の二葉により、明治中期の景観を概観することにしたい。

明治三六（一九〇三）年測図の五万分の一地形図（図9参照）による
と、香々地荘の場合には集落の背後に桑畠が比較的多く見られたが、安
岐郷域ではほとんどみられない。その理由として、『郡村誌』の物産の項
目を見ると各村とも七島筵を大量に大坂に移出してしていることが影響して
いると考えられる。つまり、商品作物として七島蘭の栽培と青表への加
工製錠のために労働力を割かなければならなかったために、養蚕の余力がな
かつたのではないかと考えられる。

また、別表に示した—九カ村の総戸数は二四一六戸で、人口一一六

五人で、一戸当たりの平均人員は四・六人強となる。このうち、「農ヲ業トスルモノ」は九一%を超え、神社は三七、寺は二〇で、香々地荘域の場合と比べると両者ともに相対的に少ない。牛は全体で一二八〇頭、馬七五六頭が飼養され、平均すればほぼ全農家で牛馬のどちらかを飼養しているということになるが、村毎にみるとかなりの差がある。特に牛の場合は、馬と比べて村毎の差が大きく、中園、塩屋、西本、下原、馬場の各村は一農家当たりにすると〇・一～〇・二頭と少なく、いずれも海岸部付近に位置していることが興味深い。

集落は、沿岸部では塩屋の旧浜堤に立地したり、海岸段丘上に立地したりしているほか、安岐川下流部では自然堤防上に立地し、塊村をなしている。このほか、集落には掛樋村付近の荒木川の上流部右岸の集落のように、山地斜面中腹に立地する場合がみられる。このような例は地すべり地の緩斜面である可能性がある。そのような地すべり地は傾斜も緩やかで不透水層があるので、水田として利用されることが多い。

付図では、山林と原野が区別されていないので、『郡村誌』との比較が十分できない点があるが、別表の土地利用状況と比較してみると、『郡村誌』では大添村と山口村には、秣場がそれぞれ一六町余、一一町余と記されているが、地籍図にはみられない。また、芝地が掛樋村に一一町余と記されているが、やはり地籍図にはみられない。吉松村に記された七町余とある芝地は、地籍図では吉松村から馬場村にかけての芝地に当たる。

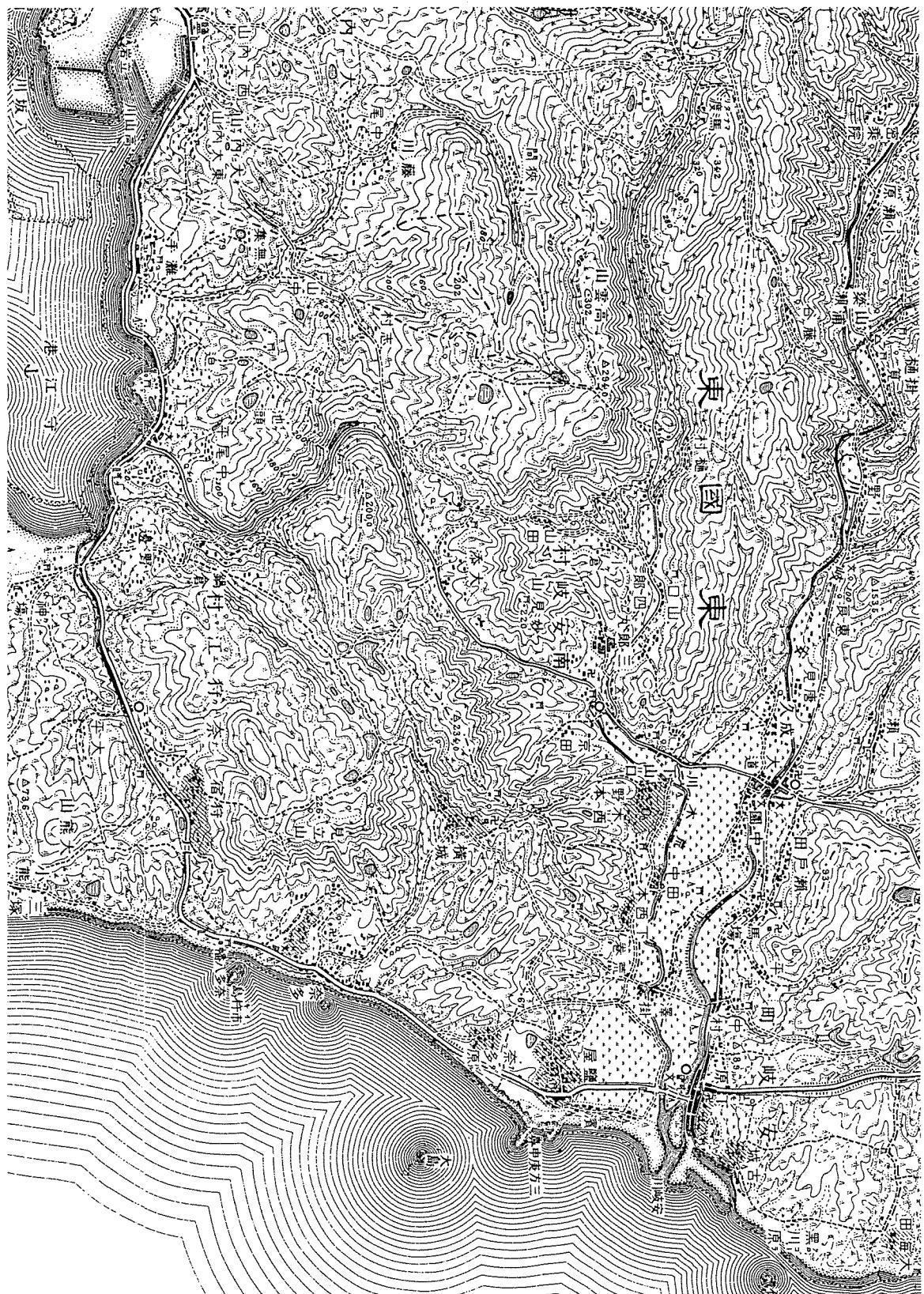


図9 明治後期の安岐郷地域（出典：明治36年測図5万分の1「豊後杵築」）

るのであろうか。このように『郡村誌』の編集から一〇年余しか経過していないと考えられる地籍図のデータと『郡村誌』のデータとの間には

大きな齟齬もみられ、原野と林地や芝地の地目の区分については、必ずしも地籍図と同一ではないことを示しており、『郡村誌』の利用には慎重さが必要であることを示唆している。

なお、『郡村誌』に記されていた「物干場」は七島蘭の干場であろうと推測されたが、付図によれば海岸沿いと安岐川沿いにみられること、および物干場がある村の『郡村誌』に記された物産等から考えると、主に水産物と七島蘭の干場であると考えてよいであろう。

この地域の最も古い地形図は明治三六年測図の五万分の一地形図（図9参照）で、本図では家屋についてはいわゆる総描がなされているので詳細は述べられないが、相対的な規模や形態・位置あるいは土地利用や植生⁽¹⁾についてはある程度明らかにできる。そこで、これを手がかりに地籍図にあらわれた明治中期から本図の後期における安岐郷域の村落景観の変化を概観しておこう。

僅か十数年間という期間であるのでさほど大きな変化があるわけではないが、尾払新池、尾払下池両溜池の築造が目付く変化として先ず挙げることができる。尾払池を巡る水利環境の整備がこの時期に進行したことを、景観的にも窺わせるものである。また、安岐川河口付近の地形が地籍図から作製した付図A-1では十分に表現されていない。

付図A-1で山林・原野となつてている部分について、図9をみると山地斜面の緩傾斜部分を中心には荒地として示されており、これらの部分が多くが原野であることを示唆している。

おわりにかえて

以上、簡単に明治期における景観の素描を試みたのみであるが、『郡村誌』と地籍図を合わせて検討することにより、ある程度までは景観復原の基礎資料とできるであろうとの見通しを得ることができた。しかし、『郡村誌』については記載データの質的・量的側面についての吟味が不十分があるので、今後この点についての検討を進める必要があることも明らかとなつた。

さらに、土地開発には人口圧がかなりの影響を与えることを考へると、明治以後に人口のピークを迎えるので、この時期に関しても詳細に検討を進めることができると、これについては他日を期すこととする。

註

(1) 富永健一『日本の近代化と社会変動—チュービング講義—』（講談社学術文庫 講談社 一九九〇年 九頁）。

(2) 明治維新から一〇〇年前後経過した頃に、日本の近代化過程とその特色を解明しようという動きが顕在化し、文部省科学研究費特定研究「日本近代化の研究」が一九六六年にスタートした。その成果が『日本近代化の研究 上・下』（高橋幸八郎編 東京大学出版会 一九七二年）として公刊されたのをはじめとして、その後多くの研究成果が公刊された。

(3) 中村吉治『日本の村落共同体』（ジャパン・パブリッシャーズ 一九七七年一五五—一五三頁、初版は日本評論社から一九五七年に刊行）。

(4) 正木久仁『古地図の歪みの計測』（出田和久編『平成一〇年度文部省科学究費補助金特定領域研究 人文科学とコンピュータ公募班研究成果報告書 古

地図に描かれた内容のデータベース化のためのシステム構築』 一九九九年

三七〇四七頁)。出田和久・木村圭司・宮崎良美『近世絵図の地図性—至みの計測による若干の検討』(出田和久編前掲書四九〇六四頁)。

(5) これは、明治五(一八七二)年九月の太政官布告により編集が企図され、各府県に地誌に関する調査が命ぜられ、郡誌・村誌としてまとめ、地理寮への提出を始めたものである。ちょうど、前年七月には廃藩置県が行われ、日本が近代国家としての体制を整えようとした時期にあたり、この年の二月には陸軍省と海軍省が設置され、行政上からも軍事上からも地誌情報が必要とされていた時期であった。しかし、配分予算が不十分であったり、体裁が不揃いであったり、また担当官庁が変遷したりと、その編集は必ずしも順調には進まず、提出された分は僅かであった。そのため、政府は明治一七(一八八四)年内務省地理局の直轄事業とし、調査中の資料等書類を各府県に提出させた。明治二三(一八九〇)年には事業が帝国大学に移管され、大正一二(一九二三)年の関東大震災により資料の多くは焼失した(石田龍次郎『皇國地誌の編纂』一橋大学研究年報八一九六六年)。

(6) かつて筆者が調査した折に、大分郡は目録には見えていたが、少なくとも一九八〇年代初頭には所在不明となっていた。貴重な資料であるだけにその紛失は惜しまれる。

(7) 記載されているのは、明治八年三月に合併されて成立した村である。

(8) 兼子俊一『大分県下の条里遺構』(大分県地方史四一九五五年)。

(9) 出田和久「耕地と集落」(『豊後国田染荘』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館一九八三年)二一〇二三頁の表から算出。

(10) 菊地利夫『新田開発』(増補改訂版 古今書院一九七七年二二頁)。ただし、この値は明治六年宮内省租税寮調査のデータに基づくものである。

(11) 小椋純一『明治中期における京阪神地方の里山の景観』(『絵図から読み解く人と景観の歴史』 雄山閣一九九二年一四〇五一頁)。

報 告 書 抄 錄

ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちょうさ しりょうへんほい							
書名	豊後國安岐郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第9集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒 872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2004年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 ↓ 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺跡	主な遺物	特記事項		
安岐郷	莊園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館

報告書第9集

豊後國安岐郷の調査 資料編補遺

発行日 平成16年3月31日

発行 大分県立歴史博物館

宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978(37)2100

印刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲607

Tel 0978(38)0135
